

公共事業の構想段階における計画策定プロセス研究会 (第4回)

日時:平成19年11月26日(月)10:00~12:00

場所:虎ノ門パストラル 新館6階 ペーシュ

議 事 次 第

1. 開 会
2. 議 事
 - (1)意見整理
 - (2)ガイドライン(案)について
3. 閉 会

配 付 資 料

- | | |
|-------|--|
| 資料1 | <u>意見整理</u> |
| 資料2 | <u>ガイドライン(案)</u> |
| 資料3 | <u>計画策定プロセスガイドラインの策定スケジュール(予定)</u> |
| 参考資料1 | <u>第3回研究会議事録</u> (第3回研究会議事録に掲載) |
| 参考資料2 | <u>第3回研究会資料抜粋</u>
(<u>構想段階における計画策定プロセスの体系図</u>) |
-

意見整理

第3回 公共事業の構想段階における計画策定プロセス研究会

- 計画検討手続きにおいて、プロセス管理も重要であり、全体工程の管理があるべき。
- 関係者も含めて「住民等」と定義しているが、従来型の、住民対事業者の2項的な気がしてしまう。「住民・関係者等」などの表現を考えるべき。
- 計画検討手続きの支援組織はあるのか。
- 委員会等は非常に重要である。その評価では、プロセス評価機能もある。また、「支援」の内容を提示した方がいいのではないか。
- 地方公共団体との連携があるが、住民参画手続きの中で行うのか、または計画検討手続きの中で計画策定者と一緒に行うのか明確にすべき。
- 計画の必要性については、定量的にどこまで示せるのかということが各分野での技術的検討で課題になると思われる。構想段階レベルでの情報を出すということで透明性が向上したことを国民に示す必要があるのではないか。
- データ構築については、各自治体との連携の元で、基本的なプラットフォームのあり方などを検討する等の考えを示すことも必要である。
- 複数案の評価では、埋蔵文化財などのように扱う内容は幅広いので、「技術的検討」では言葉の意味が狭く、「専門的検討」など用語について考える必要がある。

公共事業の構想段階における計画策定プロセス研究会

公共事業の構想段階における 計画策定プロセスガイドライン(仮称)

平成19年11月26日

目次

はじめに	1
第1 基本的な考え方	2
(1) 本ガイドラインの目的	2
(2) 本ガイドラインの運用	2
(3) 用語について	4
第2 計画検討手順	6
(1) 計画検討の発議	6
(2) 事業の必要性と課題の共有	6
(3) 複数案の設定	6
(4) 評価項目の設定	7
(5) 複数案の比較評価	7
(6) 計画案の選定	7
(7) 計画の決定	8
(8) 留意事項	8
第3 住民参画促進	9
(1) 住民・関係者等の対象範囲の把握	9
(2) コミュニケーション手法の選択	9
(3) 段階に応じた双方向コミュニケーションの実施	10
(4) 留意事項	10
第4 技術・専門的検討	12
(1) 技術・専門的検討内容の整理	12
(2) 技術・専門的検討の実施	12
(3) 各項目の評価等	13
(4) 検討結果の公表	13
(5) 留意事項	13
第5 委員会等	14
(1) 設置にあたっての基本的事項	14
(2) 委員会等の役割	14
第6 その他留意事項	16
(1) 評価結果等の活用	16
(2) 取り組みの反映および充実	16

はじめに

国土交通省においては、社会資本整備を進めるに当たり、事業実施に際して、透明性、公正性を確保し住民・関係者等の理解と協力を得るため、平成15年6月に『国土交通省所管の公共事業の構想段階における住民参加手続きガイドライン』を策定し、計画策定者からの積極的な情報公開・提供等を行うことにより住民参画を促し、住民・関係者等との協働の下で、事業の公益性及び必要性について適切な判断を行うなど、より良い計画となるよう取り組んできた。

一方、計画づくりにあたっては、社会面、経済面、環境面等様々な観点から総合的に判断していく必要があり、これらを適切に実施するためには、住民・関係者等の理解と協力が不可欠であり、計画策定プロセスを、より透明性を持ったものにしていくことが求められている。

国土交通省においては、既に、一部の事業においては、構想段階における計画策定プロセスの透明性を確保するためガイドラインを定め、先行的な取り組みを実施してきたところであるが、今般、これまでの取り組みや各事業における事例等を基に、公共事業の構想段階における計画策定プロセスのあり方について、標準的な考え方を示すことにより、より良い計画作りに資し、もって、適切な社会資本整備を推進するため、「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン(仮称)」(以下、「本ガイドライン」という。)を策定した。

また、平成19年4月、環境省により「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」が策定され、事業に先立つ早い段階での環境配慮の取り組みを進めることが求められているところである。本ガイドラインが示す構想段階における計画策定プロセスは、住民参画の下で、社会面、経済面、環境面等の様々な観点から総合的に検討を行い、計画を合理的に導き出す過程を住民参画のもとで進めていくこととしており、いわゆる戦略的環境アセスメントを内包するものとなっている。

第1 基本的な考え方

(1) 本ガイドラインの目的

安全・安心で環境と調和した豊かな社会、生活を支える社会資本の整備を円滑に推進していくためには、事業の構想段階から国民の理解を得ながら進めていく必要がある。

公共事業の計画に関して国民の理解を得るためには、計画自体の内容はもちろんのこと計画策定プロセスに対して透明性、客観性、合理性、公正性が確保されていることが重要である。

本ガイドラインは公共事業の構想段階に焦点を当て、計画並びに計画策定プロセスの透明性、客観性、合理性、公正性の向上に資するため、標準的な計画検討手順と手順の各段階に実施すべき事項、計画検討手順を進めるにあたって実施される住民参画促進及び技術・専門的検討に関する基本的な考え方や留意事項をとりまとめたものである。なお、事業の特性等に応じ最適な計画策定のプロセスにも違いがあることから、本ガイドラインの趣旨を十分に踏まえつつ、各事業において、最適な計画策定のプロセスを追求することが重要である。

また、本ガイドラインは基本的に計画策定者が実施すべき事項を定めたものであるが、住民、利害関係者(団体)、学識経験者、地方公共団体、関係行政団体等、様々な主体の計画策定プロセスにおける関わりについても記述している。

(2) 本ガイドラインの運用

- ① 本ガイドラインは、国土交通省所管の河川、道路、港湾、空港等の国等の実施する事業に係る計画で構想段階にあるものを対象とする。
そのうち、国民生活、社会経済又は環境への影響が大きい事業に適用することを基本とする。
また、地方公共団体、民間事業者等が行う事業についても、本ガイドラインの趣旨に配慮した措置が講じられることを期待する。
- ② 公共事業は事業毎に個別の所管法に則り実施されるものである。このため計画策定者は個別の所管法の目的や責務を十分に踏まえて、本ガイドラインを運用するものとする。
- ③ 計画策定者は、事業の特性や事案の性質、地域の実情等を勘案しつつ、事業の規模等に十分配慮し、当該事業に最も適した計画策定プロセスになるように努めるものとする。なお、本ガイドラインは全ての事業に一律に適用することを意図してい

るものではなく、本ガイドラインの趣旨を十分踏まえつつ、実際の個別事業への適用にあたって画一的にならないよう柔軟に対応するものとする。

- ④ 事業特性等に応じて必要な場合には、事業分野ごとの計画策定プロセスに関するガイドライン等(マニュアル)を整備・充実を図るものとする。
- ⑤ 計画策定者は、構想段階における計画策定プロセスを進めるにあたり、関係地方公共団体と連携して行うとともに、当該地域の整備等に関する構想・方針等の内容との整合性の確保を図るものとする。
- ⑥ 地方公共団体は、地域社会に密接に関係しており、各地域の意見を代表して述べる立場にあるとともに社会、経済、環境等の様々な観点から行政区域全体を見通し、判断を行うことができる。このため、地方公共団体は、計画策定プロセスにおいて、計画策定者と連携・協力することが期待される。

(3)用語について

構想段階

当該事業により整備する施設の概ねの位置、配置及び規模等の基本的な諸元を絞り込む段階。この段階において、計画策定者は、事業の目的等に照らして、公益性及び必要性の確認を行う。

計画(構想段階における計画)

構想段階の一連の手順を経て絞り込まれた事業の概ねの計画。また、構想段階の次の詳細な計画案の検討段階における検討の基本となるものである。

例えば、河川事業における計画検討、道路事業における概略計画、港湾事業における長期構想等が該当する。

本ガイドラインにおいては、これらすべてを「計画」と表記する。

住民・関係者等

当該事業の規模や特性に応じて影響を受ける地域の住民及びNPO・企業等の利害関係者等。

計画策定者

構想段階において計画の検討の発議から計画の決定に至る手続きを実施する主体。なお、事業の特性に応じて、関係行政機関が共同で実施する場合もある。

委員会等

計画検討手順の妥当性の確保、住民・関係者等との適切なコミュニケーションの確保及び高度な技術・専門的判断が必要な場合等に、計画検討手順、住民参画促進及び技術・専門的検討の進め方に関し客観的な立場から助言するための、学識経験者等からなる組織。

計画策定プロセス

構想段階における計画策定のために実施する標準的な計画検討手順と、計画検討手順を進めるにあたって実施される住民参画促進並びに技術・専門的検討の総称。

計画検討手順

計画検討の発議の後、当該事業の必要性と課題の共有、複数案と評価項目の設定、複数案の比較評価、計画案の選定、計画の決定に至るまでの一連の手順、及びその総称。

住民参画促進

計画策定プロセスへの住民・関係者等の参画を促進し、住民・関係者等との適切なコミュニケーションを確保するために講じられる一連の行為、及びその総称。

住民参画促進においては計画策定者と住民・関係者等との双方向のコミュニケーションとなるよう、計画検討手順を進める中で、情報提供、意見の把握、意見の整理・対応の公表を適宜実施する。

技術・専門的検討

計画検討手順の中で行われる当該事業の必要性和課題の共有や複数案の設定・評価等における技術的、専門的事項について検討し、計画の合理性を確保するために行われる一連の検討作業、及びその総称。

なお、ここで「技術・専門的検討」には、自然科学や工学等の技術分野だけでなく、社会学・経済学等の人文科学分野の専門的な検討を含む。

第2 計画検討手順

計画策定者は、構想段階における計画策定プロセスが透明性、客観性、合理性、公正性をもって適切に行われるよう計画検討を進めなければならない。そのためには次の3点に留意する必要がある。

- ① 計画検討手順の事前の明確化
- ② 住民参画促進及び技術・専門的検討との有機的な連携
- ③ 事業特性や地域特性を踏まえた検討

計画検討手順の標準的な考え方は以下のとおりである。

(1) 計画検討の発議

計画策定者は、構想段階の計画検討を開始する際に、上位計画等で提案された基本方針や現状の課題に基づき、当該事業の目的、検討の進め方、スケジュール等の計画検討に必要な事項を明確にするとともに、検討する内容や対象とする地域などの範囲を定めた上で、計画検討に着手することを公表することが必要である。

(2) 事業の必要性と課題の共有

計画策定者は、計画検討の発議後、当該事業の必要性や当該事業を実施するにあたっての課題、当該事業を行わないことにより将来どのような影響があるか等の課題について、住民・関係者等と出来る限り早い段階で共有することが望ましい。

(3) 複数案の設定

計画策定者は、課題を解決するための適切な計画を決定するため、複数案を設定し比較・検討することを基本とする。その際に、各案の得失を明確にするために複数案の設定理由を説明することが望ましい。

複数案の設定にあたっては、以下の点に留意する必要がある。

- ① 事業の目的が達成できる案を設定する。
- ② 単一の観点に偏らず社会面、経済面、環境面等様々な観点を考慮して設定する。
- ③ 住民関係者等の関心事を含め、地域性や事業特性等に応じて設定する。
- ④ 事業を行わない案が現実的である場合や他の施策の組み合わせ等により事業の目的を達成できる案を設定し得る場合等には、これらを複数案に含めるものとする。

- ⑥ 事業を行わない案が現実的でない場合でも、比較評価の参考として示すことが望ましい。

なお、地域特性等から複数案を設定することが現実的でない場合には、複数案を設定する必要はない。その場合には、その理由を示すものとする。

(4) 評価項目の設定

複数案の評価項目の設定においては、以下の点に留意する必要がある。

- ① 事業の目的の達成度合いを評価できること。
- ② 社会面、経済面、環境面等様々な観点からの評価ができること。
- ③ 住民・関係者等の関心事も含め、地域性や事業特性等に配慮していること。

その上で、計画策定者は、住民・関係者等からの意見を参考にして必要に応じて評価項目の設定内容を改善する。

(5) 複数案の比較評価

複数案について、住民参画促進や技術・専門的検討を踏まえ、評価項目ごとの評価結果に基づいて、地域や事業の特性等に応じ多様な観点から複数案の優位性を評価する。評価項目ごとの評価にあたっては、正確な情報に基づき、できるだけ客観的に示すことが重要である。

なお、複数案の優位性を住民・関係者等に説明するにあたっては、分かりやすい図示、比較評価表等を用いた整理、客観的な表現、違いの明確化など、容易に結果が理解されるように表現を工夫することが望ましい。

(6) 計画案の選定

計画策定者は、総合的な観点により比較評価の結果をもとに複数案の中から計画案を選定する責任がある。さらに、選定の結果やその理由を広く住民・関係者等に対して説明する必要がある。

その説明にあたって、次の点に留意することが望ましい。

- ① 複数案の絞り込み方法、総合評価の過程で特に重視した観点や項目などの明示
- ② 住民・関係者等の意見等に対する真摯な対応
- ③ 選定した計画案を実施するにあたっての配慮・留意事項の明確化

(7) 計画の決定

計画策定者は、計画策定者の責任の下、決定した計画について速やかに住民・関係者等に公表する。なお、計画の決定にあたって、事業毎の根拠法令に必要な手続きが定められている場合には、その手続きを実施するものとする。

(8) 留意事項

①計画検討手順の管理

計画策定者は、計画検討手順を適切かつ効率的に実施するために、手順全体の管理を行う必要がある。

その際、以下の点に留意する必要がある。

- ・ 計画策定の期限や策定過程における主要な段階の時期を設定すること
- ・ 次の手順に進む場合など、手順を進めていく上で、残された問題点等を整理すること

なお、計画検討の状況によっては、前の手順にもどって検討を行うことも必要である。

②地方公共団体との連携等

計画策定者は、当該事業に関係する地方公共団体と当該事業に対して社会面、経済面、環境面等様々な観点から意見交換を十分行うとともに、計画検討手順を進めるにあたって連携するものとする。

③委員会等の設置

計画策定者は、必要に応じて、計画検討手順に対して公正な立場から助言を行う委員会等を設置する。

第3 住民参画促進

構想段階における計画策定プロセスにおいて、住民・関係者等の当該計画に対する意見等の把握、当該計画に対する理解の促進を図るとともに、把握した意見等を計画検討手順、技術・専門的検討において活用し、よりよい計画を策定するため、住民・関係者等との適切なコミュニケーションを確保する住民参画が重要である。

構想段階における住民参画促進にあたっては、双方向コミュニケーションとなるように、次の4点に留意する必要がある。

- ① 住民参画の進め方について早期に公表すること
- ② 計画策定者から積極的に情報提供を行うこと
- ③ 住民・関係者等に対し、適切な参画の機会と期間を確保すること
- ④ 住民・関係者等からの意見・質疑等に対し、真摯に対応すること

住民参画促進の標準的な考え方は以下のとおりである。

(1) 住民・関係者等の対象範囲の把握

計画策定者は、住民参画の進行に応じ次の事項を踏まえて、当該事業に関わる住民・関係者等の対象範囲を適切に把握する。

- ① 事業の特性
- ② 地域の特性
- ③ 関連事業の有無
- ④ 事業によってもたらされる受益・負担の程度
- ⑤ 事業への関心

なお、意見把握の実施においては、一部特定事項の関心者等の意見に偏らないようにするため、様々な住民・関係者等の参画を促進することが望ましい。

(2) コミュニケーション手法の選択

住民・関係者等とコミュニケーションを行うには様々な手法がある。

例えば、広報資料やホームページ、新聞等のメディア等を活用した広範な情報提供手法や、ヒアリングやアンケート、パブリックコメント等の実施による意見把握の手法、さらに、説明会や公聴会、住民・関係者等の参加する協議会、ワークショップ、オープンハウス等を開催し、対面で意見交換・聴取を行う手法などがある。

これらのコミュニケーション手法の選択においては、次の4点を考慮する必要がある。なお、複数の手法を組み合わせるなど適切に実施することが望ましい。

- ① コミュニケーションの目的(情報提供、意見把握等)。
- ② 対象者。
- ③ コミュニケーション手法の特性(メリット、デメリット等)。
- ④ 予算や時間等とのバランス。

(3) 段階に応じた双方向コミュニケーションの実施

住民参画促進においては双方向のコミュニケーションとなるように、事業特性等を考慮し、計画検討手順の進行に応じて適切な段階毎に、以下の3点を適切に実施することが必要である。

① 情報提供

計画策定者は、住民・関係者等が当該計画について理解を深め、意見を形成するために、必要な情報を適切な時期、方法により住民・関係者等に積極的に提供するように努める必要がある。

② 意見把握

計画策定者は、住民・関係者等が当該計画に関して有している意見の把握に努める。なお、意見把握の際には、住民・関係者等が計画案に対して適切に検討する期間及び意見を述べる機会を確保する必要がある。

③ 意見の整理並びに対応の公表

計画策定者は、計画検討手順の進行に応じて住民・関係者等の意見を適切に把握、整理し、計画検討手順を進めるにあたっての判断材料のひとつとして参考とする。

また、整理した結果を公表するとともに、意見に対していかに対応したか公表し、説明する必要がある。

(4) 留意事項

① 地方公共団体との連携

計画策定者は、地域の代表である当該計画に関係する地方公共団体と、住民参画の進め方についての調整を行うなど、住民参画の促進を連携して行う。

② 委員会等の設置

計画策定者は、必要に応じて住民参画促進に対して公正な立場から助言を行う委員会等を設置する。

③ 住民参画の円滑な実施

住民参画を進めるにあたって、住民・関係者等との双方向コミュニケーションが、適切かつ円滑に進むためのルール作りや環境整備に努めることが望ましい。

第4 技術・専門的検討

技術・専門的検討は、構想段階における計画検討手順において、事業の目的の設定や計画案を選定するにいたる手順、検討手法、複数案の絞り込み方などが、技術的あるいは専門的知見に基づき合理的かどうかについて根拠を与えるものである。

その標準的な考え方は以下のとおりである。

(1) 技術・専門的検討内容の整理

計画策定者は、構想段階における計画検討の前提となる技術的、専門的知見から、検討内容、そのために調査、検討すべきデータの範囲や検討の手法、体制などについて検討の枠組みをあらかじめ決定する必要がある。

技術・専門的検討内容の整理にあたっては、住民参画により把握した意見等に留意する等、計画検討手順、住民参画促進との有機的な連携に努めるものとする。

(2) 技術・専門的検討の実施

計画策定者は、技術・専門的検討にあたっては、次の点に留意する必要がある。

① 資料・データ等

○検討に用いる資料・データ等は、構想段階における計画検討であることを踏まえ、入手可能な範囲で適切なものを用いるものとする。

○既存の文献や調査データを積極的に活用するものとする。

○当該事業の必要性や住民・関係者等の関心事に関係する資料・データ等の収集にあたっては必要に応じて追加調査を実施する。実施にあたっては、調査の精度、収集範囲、費用等について、留意するものとする。

② 分析手法

○資料・データ等の制約、分析精度などを勘案の上、適切な分析手法、項目を選定する。

○定量的または定性的な評価を行う上で、分かりやすい項目や指標を設定する。

なお、技術・専門的検討の具体的作業の内容は、事業の特性により大きく異なるものであり、詳細については事業分野ごとの技術基準等に基づき実施するものとする。

(3) 各検討項目の評価等

計画策定者は、各検討項目の評価にあたっては、構想段階の計画検討であることを踏まえ、客観的な指標に基づき、事業の目的や特性に照らし必要な項目についてはできるかぎり定量的な評価を実施することに努めるものとし、定性的な評価を実施する際には可能な限り客観性の確保に努めるものとする。

(4) 検討結果の公表

計画策定者は、検討結果について適切な方法にて公表するものとする。その際には、技術・専門的検討の透明性を確保するために必要となる検討の前提条件や検討過程についても併せて公表する必要がある。

(5) 留意事項

① 関係行政機関等に対する意見聴取

技術・専門的検討を実施するにあたっては、必要に応じて関係行政機関等に対して意見聴取を行うものとする。

② 委員会等の設置

計画策定者は、必要に応じて、技術・専門的検討に対して公正な立場から助言を行う委員会等を設置する。

第5 委員会等

(1) 設置にあたっての基本的事項

計画策定者は、必要に応じて、構想段階の計画策定プロセスにおける計画検討手順、住民参画促進、技術・専門的検討に対して中立的で公正な立場から助言を行う委員会等を設置する。

委員会等が助言を行う対象は、次の3点に整理できる。

- ① 計画検討手順の妥当性の確保(プロセスの妥当性の確保)
- ② 住民・関係者等との適切なコミュニケーションのあり方(住民参画の妥当性の確保)
- ③ 高度な技術・専門的判断(計画内容の合理性の確保)

委員会等の設置にあたっては、以下の事項等を考慮する必要がある。

- ・ 役割に応じた適切な検討体制の構築
地域や事業の特性に応じて委員会等の役割を明確にし、その役割に応じ幅広い分野からバランス良く人選し、適切な検討体制の構築を行うこと。
- ・ 適切な役割分担
委員会等の役割を明確にし、適切な役割分担を行うことを基本とする。実際の設置にあたっては、地域や事業の特性に応じて、それぞれの役割毎に別々の委員会等を設置することや、複数の役割を一つの委員会等が担当することが考えられる。

(2) 委員会等の役割

① 計画検討手順に対して助言を行う委員会等

計画策定者は、計画検討手順の妥当性の確保について助言を行うための委員会等を必要に応じ設置するものとする。

この委員会等の基本的な役割は、次のとおりである。

- ・ 計画検討手順が透明性、客観性、合理性、公正性を持つことの確認
- ・ 計画検討手順の各手順及びスケジュールの管理

② 住民参画促進に対して助言を行う委員会等

計画策定者は、住民・関係者等と適切なコミュニケーションの確保について助言を行うための委員会等を必要に応じて設置するものとする。

この委員会等の基本的な役割は、次のとおりである。

- ・ 住民参画の進め方が公表されていることの確認
- ・ 適切な住民・関係者等が把握されているかの確認
- ・ 計画策定者から積極的に情報提供されていることの確認
- ・ 住民・関係者等の参画機会並びに期間が確保されていることの確認
- ・ 住民・関係者等からの意見、質疑等に対する誠実で真摯な対応がされていることの確認

③ 技術・専門的検討に対して助言を行う委員会等

計画策定者は、高度な技術・専門的判断や計画内容の合理性の確保について助言を行うための委員会等を必要に応じて設置するものとする。

この委員会等の基本的な役割は、次のとおりである。

- ・ 技術・専門的検討に用いたデータや解析手法の合理性の確認
- ・ 技術・専門的検討の結果の妥当性の確認

なお、専門分野が社会、経済、環境から各工学分野まで幅広く及ぶ場合や、数多くの専門家の参加が必要な場合には、分野ごとに分科会を設けることも考えられる。

第6 その他留意事項

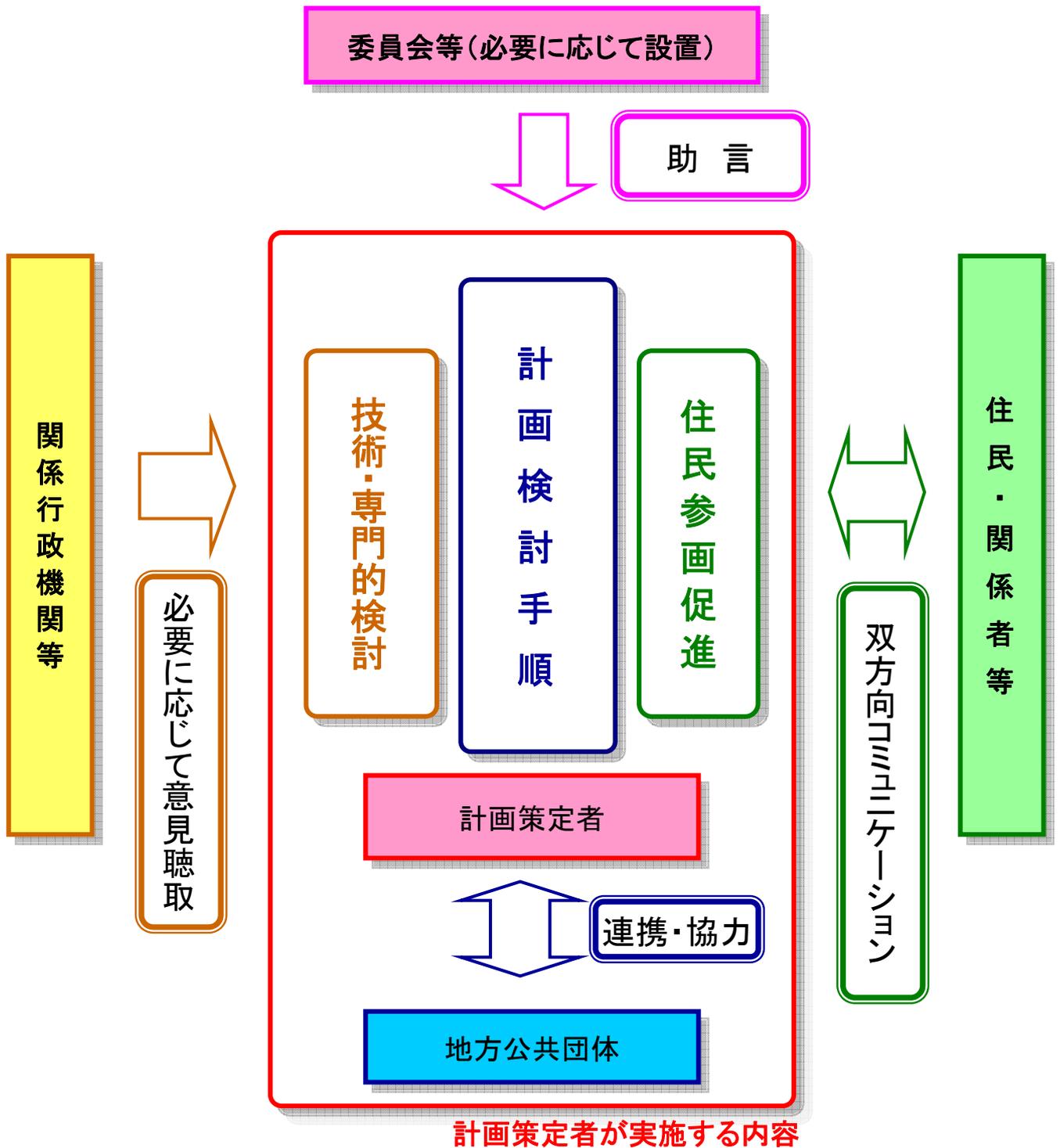
(1) 評価結果等の活用

計画策定プロセスの中で収集した調査結果・データ等については、当該事業において計画策定後の環境影響評価や都市計画手続き等の段階で有効に活用することが望ましい。

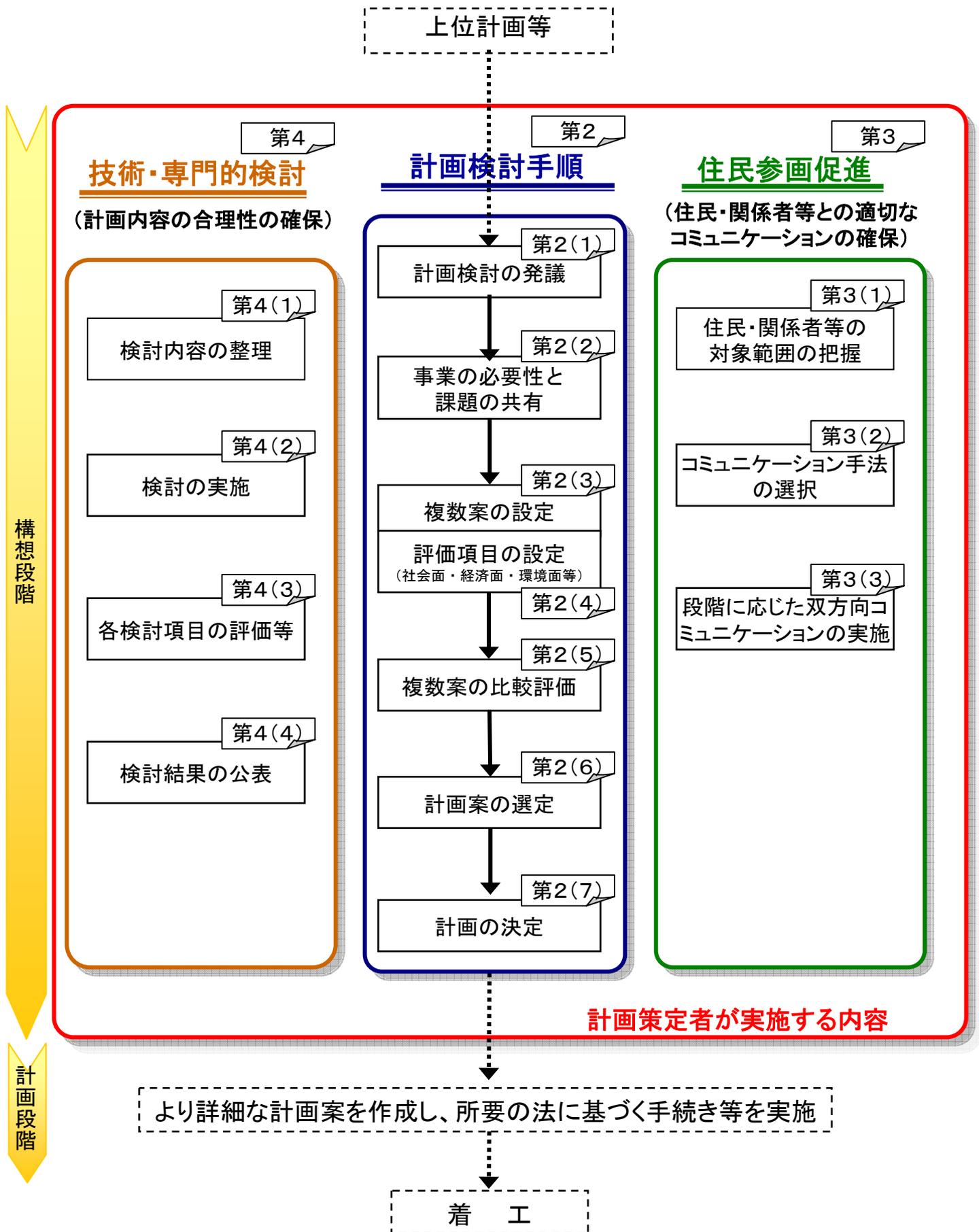
(2) 取り組みの反映および充実

計画策定プロセスの進め方を充実するため、本ガイドラインを踏まえた具体的な実施事例を収集・蓄積し、他の計画策定者の参考に供するとともに、適宜本ガイドラインの見直し、その充実を図るものとする。

構想段階における計画策定プロセスの関係主体相関図



構想段階における計画策定プロセスの体系図



各事業の計画の流れ

	河川(ダム事業)	道路	港湾	飛行場(一般空港)
上位計画	国土形成計画 国土利用計画 社会資本整備重点計画 全国総合水資源計画 河川整備基本方針	国土形成計画 国土利用計画 社会資本整備重点計画 道路網計画	国土形成計画 国土利用計画 社会資本整備重点計画 港湾及び開発保全航路の開発等に関する基本方針 長期港湾政策	国土形成計画 国土利用計画 社会資本整備重点計画
	計画検討 基本計画	概略計画 詳細計画 (都市計画案の作成)	港湾の長期構想 港湾計画	概略計画 空港計画
構想段階				
計画段階				

計画策定プロセスガイドラインの策定スケジュール (予定)

第 1 回研究会 (H19. 3. 22)

第 2 回研究会 (H19. 6. 8)

- ・ 論点整理

第 3 回研究会 (H19. 8. 29)

- ・ ガイドラインの基本的な考え方及び骨子案

第 4 回研究会 (H19. 11. 26)

- ・ (仮称) 計画策定プロセスガイドラインの原案策定

- ガイドラインについてパブリックコメントを実施

第 5 回研究会 (H20. 2)

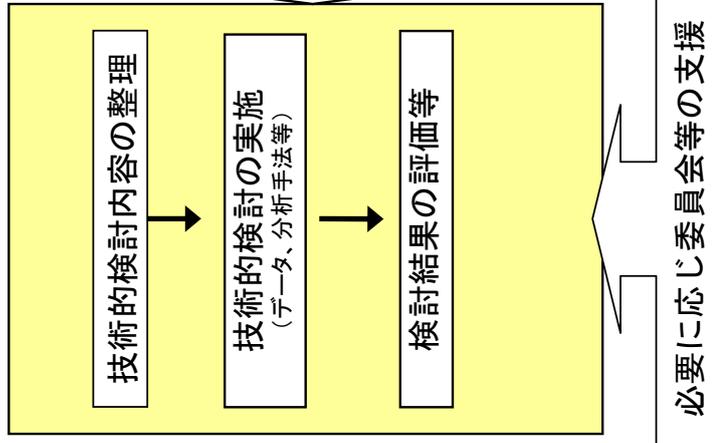
- (仮称) 計画策定プロセスガイドラインの案策定

第3回公共事業の構想段階における計画策定プロセス研究資料より抜粋

計画検討手続き

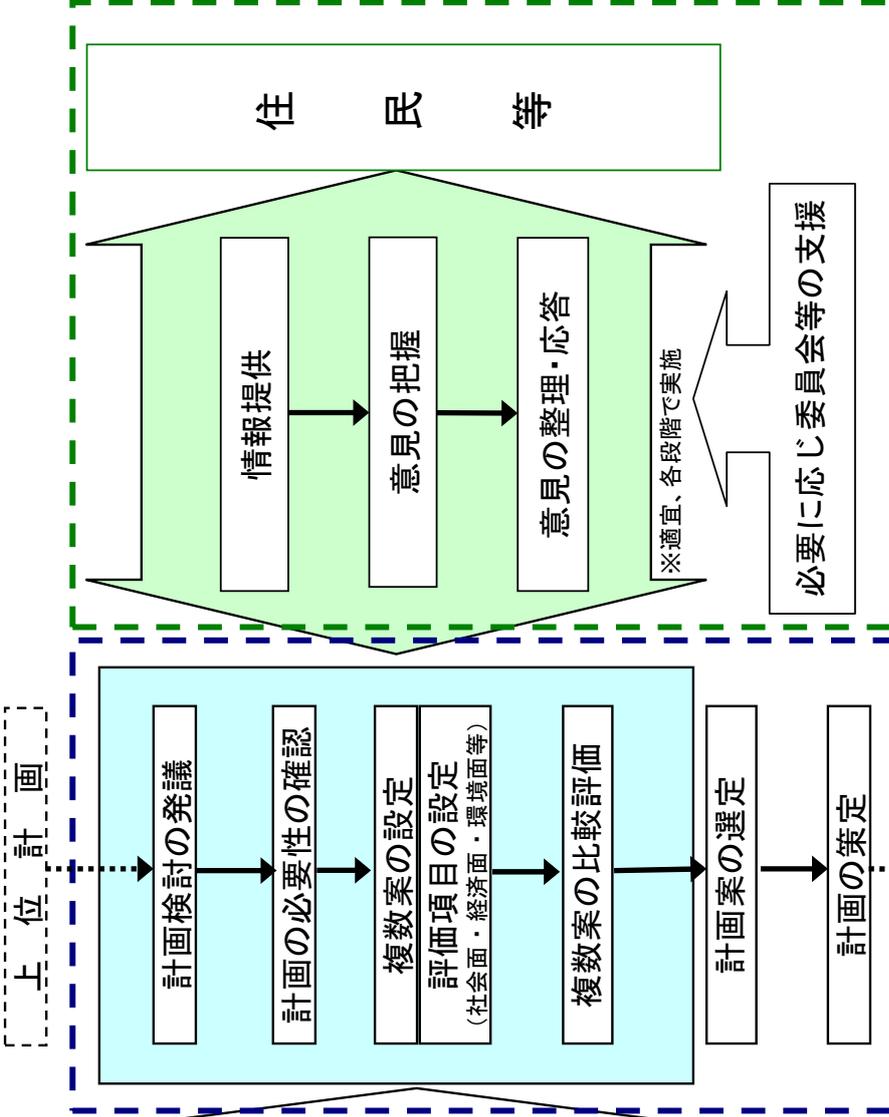
技術的検討

(計画の合理性の確保)



(住民等との適切なコミュニケーションの確保)

住民参画手続き



以後、環境影響評価法や都市計画法等に基づく手続き等を実施し、事業化

図一-1 構想段階における計画策定プロセスの体系図

第4回 公共事業の構想段階における計画策定プロセス研究会

日時：平成19年11月26日（月）

10：00～12：00

場所：虎ノ門パストラル

新館6階 ペーシュ

【事務局】 それでは定刻になりましたので、第4回公共事業の構想段階における計画策定プロセス研究会を開催させていただきたいと思います。

委員の皆様方におかれましては、お忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。私、進行をさせていただきます大臣官房技術調査課で調整官をしております〇〇でございます。よろしくお願いいたします。

まず初めに資料の確認をさせていただければと思います。クリップを外していただきますと、一番上に議事次第、その次に座席表、委員名簿、それから資料1でございますが、意見整理というもの。資料2でございますが、ゼムクリップでとめておりますが、(仮称)ガイドラインのものと、A4でございますが、図表が3枚つけてございます。資料3が今後の策定スケジュール、参考資料1で前回の会議録、それと参考資料2で前回お配りしております資料をつけております。もし資料に過不足等がございましたら、その都度で結構でございますので、事務局のほうまでお申し出いただければ幸いです。

続きまして、本日の出席でございますが、委員の皆様、全員ご出席となっております。また、国土交通省側でございますが、お手元の座席表どおり、各局の担当者が出ておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以降の進行につきましては、委員長のほうによろしくお願いいたします。

【委員】 それでは、これより議事を進めてまいりたいと思いますが、まず1の意見整理ということで、事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】 資料1をごらんいただければと思います。意見整理ということで、前回、第3回の研究会等でいただいている意見でございます。

まず一番上から、計画検討手続きにおいて、プロセス管理も重要であり、全体の工程管理というものを考えるべきだということ。

それから、住民等という定義を第3回では提示させていただいていますが、従来型の住民対事業者というような対立の構図が見えてきてしまうということで、表現を考えるべき

であるというようなこと。

それから、計画検討手続きに対する支援組織、前は支援組織と言っておりましたが、そういうものがあるのかどうかというようなこと。

それから、委員会等というのは非常に重要である。その評価では、プロセス評価の機能もあるのではないかと。また、支援すると前回申しておりますが、その内容をしっかり提示したほうがいいのではないかとというようなこと。

それから、地方公共団体との関係ですが、連携ということはあるが、住民参画手続きの中でどう行うのかということを確認しておくべきではないかとというようなことでございます。

それから、計画の必要性というようなことにつきましては、定量的にどこまで示せるかということが各分野で違うということである。構想段階での情報を出すということについては、透明性が向上したということ国民の皆様に示す必要があるのではないかとというようなこと。

それから、データの整備、データ構築につきましては、各自治体等との連携のもと、基本的なプラットフォームのあり方を検討するという示す必要があるのではないかとというようなこと。

それから、複数案の評価というような中で、埋蔵文化財のような幅広い検討対象があるということで、技術的検討ということではなくて、技術以外の専門的なことについての要望も考えておく必要があるというようなご指摘をいただいております。

以上でございます。

【委員】 ありがとうございます。

前回の意見を整理していただきましたけれども、何かご質問、あるいはご意見ございませんでしょうか。

よろしいですか。まとめ過ぎてしまうと、前回のいろいろなニュアンスが消えてしまうのですね。だから、これを横に起きながら、これからガイドラインについて検討していきます。前回の意見の整理を参照しながら、一つ一つ対応したいと思います。よろしゅうございますか。

それでは、きょうの本題にいきたいと思います。お手元に資料2、ガイドライン案について、これから議論していきたいと思います。何分非常に重要な、あるいは細かい点の検討も必要になってくると思いますので、章ごとに検討をしてみたいと思います。

では、まず第1の基本的な考え方について、ご説明いただけますでしょうか。

【事務局】 それでは、資料2と、それについております3枚のカラーコピーのもの、それと参考資料2がございますので、それをちょっとお手元のほうに出していただきまして、見比べながらご説明をさせていただきたいと思っております。

資料2でございますけれども、これにつきましてはガイドラインの形式でまとめさせていただいております。委員の皆様方には、事前に、これのちょっと前のバージョンになりますが、ご説明をさせていただきまして、いろいろご意見をいただいております。そのご意見も反映させていただいているところでございますが、まだ十分反映し切れていない部分もございますので、ご指摘いただければと思います。

資料2をおめくりいただきますと、まず目次がございます。構成でございますけれども、はじめにという序章がありまして、第1が基本的な考え方、第2に計画検討手順、第3が住民参画促進、第4が技術・専門的検討、第5が委員会等、第6がその他留意事項という形になっております。

まず初めに第1のところをご説明させていただければと思います。

1ページ目でございますが、はじめにでございますが、これにつきましては、今までの経緯と、それから今回つくったポイント等を書かせていただいております。主に第1パラグラフでは平成15年6月に国土交通省においては構想段階における住民参加手続きガイドラインを策定して、取り組んできているというようなこと。

それから、第2パラグラフでございますけれども、ここについては、計画づくりに当たっては社会面、経済面、環境面等さまざまな観点から総合的に判断していく必要があるんだというようなこと。

第3パラグラフについては、国土交通省においては、一部の事業においては個別のガイドラインを定めてやってきているということでございますが、横断的、標準的な考え方を示すということで、今回のこのガイドラインを作成しているというようなことを書いています。

最後のパラグラフには、平成19年4月に、環境省によりSEAの導入ガイドラインというものが示されているということでございますが、このガイドラインの位置づけでございますけれども、国土交通省がつくっている本ガイドラインが示す構想段階における計画策定プロセスは、住民参画のもとで、社会面、経済面、環境面等のさまざまな観点から総合的に検討を行い、計画を合理的に導き出す過程を住民参画のもとで進めていくこととし

ており、いわゆるSEAを内包するものとなっているというような位置づけを書かせていただいております。

基本的な考え方、めくっていただきまして2ページ目、3ページ目でございますが、前回お示ししたものが、参考資料2という図をつけておりますが、かなりこの図についてご議論をいただきまして、今回は、その議論を踏まえて、若干検討を加えさせていただいております。

2ページ目でございますが、まずガイドラインの目的としては、社会資本整備を円滑に進めていくということで、構想段階から国民の理解を得るというようなこと。

国民の理解を得るためには、計画自体の内容はもちろんのこと、策定のプロセスに対する透明性、客観性、合理性、公正性が確保されていることが重要だということ、本ガイドラインの中には、標準的な計画検討手順とその手順の各段階における実施すべき事項、それから手順を進めるに当たって実施される住民参画促進や技術・専門的検討に関する基本的な考え方や留意事項をまとめているというようなことを書いております。

それから、一番最後のパラグラフで書いていますが、本ガイドラインは基本的には計画策定者が実施すべき事項を定めたものでありますけれども、その中でも、さまざまな主体が計画策定には登場されますので、住民、利害関係者、学識者、地方公共団体、関係行政機関等のさまざまな主体のかかわり方についても記述させていただいているという形になっています。

それから、ガイドラインの運用でございますけれども、まず国が実施します事業の構想段階にあるものを対象としているということ。

それから、国民生活、社会経済、環境へ影響の大きいものに適用するということを基本としますというようなこと。

それから、地方公共団体、民間事業者等の実施についても、この趣旨を配慮して実施されることを期待しているというようなこと。

②でございますが、各公共事業につきましては、事業ごとの個別所管法がございますので、その所管法の目的や責務を十分に踏まえてガイドラインを運用してくださいというようなこと。

③でございますけれども、計画策定者につきましては、事業の特質や事案の性質、地域の実情等を勘案して、事業の規模等にも十分配慮して、最も適した計画策定プロセスになるように努めるという形であります。ですので、本ガイドラインをすべての事業に一律に

適用するというようなことではなく、柔軟に対応してくださいということを③のほうに書かせていただいています。

また、④でございますが、各事業におきましても、その事業の特質に応じたガイドライン等の整備を図ってくださいというようなこと。

それから、計画策定者は、関係公共団体との連携というもの、それから当該地域にさまざまな構想であるとか方針がございますので、その内容も十分に整合性を確保してくださいということ。

⑥でございますけれども、地方公共団体というのは、地域社会に密接に関係しており、各地域の意見を代表して述べる立場にあるというようなことで、総合的に行政全体を見通して判断するというような中で、地方公共団体と連携して行ってくださいということを書かせていただいております。

それで、ちょっとページをめくらせていただきますが、用語を書かせていただいております。構想段階ということでございますが、具体的には、各事業の計画の流れというA4の横の図が3枚紙の中に1枚あるかと思いますが、これを見比べていただきますと、今回取り扱う構想段階というものが、各事業でどういうものかというようなことを書かせていただいております。定義的には、構想段階というのは、当初から申し上げましたとおりの当該事業により整備する施設のおおむねの位置、配置、規模等の基本的な諸元を絞り込む段階だというようなことで、その計画を今回対象としていますので、構想段階における計画というものを、すべてこのガイドラインの中では計画という形で表示させていただいております。ですので、これより上位の段階は上位計画というような形で表記させていただいておりますし、構想段階の下位のものにつきましては、計画段階の計画とか実施段階における計画というような表現をさせていただいております。

それから、住民・関係者等ということで、この定義につきましては、当該事業の規模や特性に応じて影響を受ける地域の住民及びNPO・企業等の利害関係者等ということで、前回、住民等という表記をさせていただきましたが、住民・関係者等という表記にさせていただいております。

それから、計画策定者ですが、ここに書いてございますように、実際の計画の手続きを実施する主体だというようなこと。

それから、委員会等でございますけれども、計画検討手順や、住民参画促進や技術的・専門的な判断のための助言を行うための、学識経験者からなる組織というようなこと。

計画策定プロセス等につきまして、以下定めておりますが、これにつきましては、お配りしておりますA4の縦書きの図がございますので、これを2つと、それから参考資料、前回のも参考にしながら見ていただければと思いますが、計画策定プロセスについては、まず計画策定プロセスの体系図を見ていただければと思いますが、上位計画から受けて、構想段階においては、計画検討手順、住民参画促進、技術・専門的検討、この3つからなるという形になっています。赤く四角で囲っておりますが、この作業を計画策定者が実施するという形になっています。これででき上がった計画について、その計画段階、その下の下位の段階に入っていくという形になっておりまして、ここで数字を打っております第2とか、第3とか、それから第2(1)とかというものは、この目次に対応した表記になっております。というようなことで、計画の策定プロセスというのは、全体の赤い枠でくくったところ、全体のものを計画策定プロセスと表記させていただいております。

それから、真ん中の計画検討手順というものはどういうものかということでございますが、この図にもありますように、第2(1)から(7)までありますが、計画検討の発議から計画の決定に至る一連の作業を計画検討手順という形になっています。

ページをおめくりいただきまして、住民参画促進ということでございますが、これについては、前回、住民参画手続きという名前でご提示させていただき、さまざま名前のつけ方についてもご議論があった中で、先生方に一度原案をお示したときに、住民参画という名前でもご説明させていただきましたが、今回は住民参画促進という名前をつけております。この名前は、住民参画ということ自体は住民も含めて住民が主体的に参画しているという状態を言うので、この計画策定プロセスのガイドラインは、計画策定者が実施する内容を記述しておりますので、住民参画を促進するための作業を計画策定者が実施するという意味も込めまして、住民参画促進という名称をつけさせていただいております。

この内容につきましては、体系図にも書いておりますように、住民・関係者等の計画の対象範囲の把握をすとか、コミュニケーション手法の選択をすとか、双方向のコミュニケーションを実施するというその一連の行為に住民参画促進という名前をつけております。

それから、技術・専門的検討でございますが、これも先ほど議事録にありましたように、技術的検討と前回表示させていただいておりましたが、あまりにも科学技術的なイメージも出てくるので、専門的ということも入れたらどうかというようなことで、技術・専門的検討という名前が表示させていただいております。

内容につきましては、書いてございますように、検討の内容を整理し、実施し、評価をし、検討結果を公表するという一連の手続きであって、この中身としては、自然科学、工学等の技術分野だけではなくて、社会学や経済学等の人文科学分野の専門的検討も含むというような表記を定義させていただいております。

最後に、1枚、主体の相関図というものをつけさせていただいておりますが、これは前回の参考資料では各主体のものとやることを一緒に書いて非常にわかりづらいのではないかとのご指摘もあり、各関係者がどういうふうにこの計画策定プロセスに参加するのか、関連を持つのかというようなことをまとめさせていただいております。

真ん中に、計画策定者が実施する内容ということで赤枠でくくっておりますが、計画検討手順、住民参画促進、技術・専門的検討を計画策定者が行い、その赤枠の中に地方公共団体も入ってございますが、これは連携・協力しながら実施するというので、地方公共団体の立場としては、この赤枠の中に入れさせていただいております。

それから、右側のほうから住民・関係者等というものの関係を書いておりますが、これは赤枠の中での双方向コミュニケーションを行っていくことであろうというようなこと。

それから、上のほうからでございますけれども、委員会等（必要に応じて設置）と書いておりますが、これは赤枠の計画策定者が実施している内容について助言をいただく組織であるというようなこと。

それから、左側でございますが、関係行政機関等ということを書いておりますが、必要に応じて意見聴取、意見をいただくというような立場で、関係行政機関等が関連を持つというような形でございます。

この中で、地方公共団体が住民・関係者等のほうから意見を述べられるということも否定しているわけではないですが、我々の気持ちの中では、公共団体とは一体となって計画策定プロセスを進めていくという立場にあるのではないかとということで、このような表記をさせていただいております。

第1については以上でございます。

【委員】 いろいろご意見があろうと思います。よろしくお願いします。

それでは、口火を切ってください。

【委員】 じゃあ、トップバッターで失礼いたします。

言葉の使い方だけの話になってしまうんですけれども、2ページ目のところの(2)の①なんですけど、ちょっとわかりにくい表現かなと思いました。最初の2行目で「構想段階

にあるものを対象とする」、これで対象なるものがわかって、その後、「そのうち」と書いて「基本とする」というのがあります。「対象とする」と「基本とする」という両者の関係がいまひとつよくわからなかったんですね。「対象とする」のならば全部するのかもしれない、その後、基本というのがでてきて、基本じゃなければやらないのかとか、そのあたりが私としてはいまひとつ頭でよく整理がつきませんでした。ほかの方々に異論なければいいんですけども、私としては、「対象とする」、「基本とする」という二つの用語について、その順番なり表現なりを考えてみるのが良いかと思いました。ご参考になればと思います。

それから、3ページ目のところの④になります。事業特性等に応じて必要な場合には、事業分野ごとの計画策定プロセスに関するガイドラインを整備・充実を図るものとする。これも内容についてはいいんですけども、ただ、③のところは「趣旨を十分に踏まえつつ」とあるので、④はそれとは別に、勝手にやってもらっても困るのではないかと思います。ですからここでは、ガイドラインとは矛盾しないようにしてくださいねというのを一言くぎを刺しておいたほうがいいのかという気がいたしております。

それから、用語のところの5ページ目になります。一番最後の、技術・専門的検討のところ。これもどうでしょうね、一番最後のところの社会学・経済学等が人文科学に含まれるというのは一般的な通念ではないと思います。やっぱり自然科学、社会科学、人文科学という3つの分類が私は一般的だと思うので、そうなると、普通人文科学と言うと、我々から見ると哲学とか、歴史学とか、文学というのが人文科学になります。やはりここでは社会科学としておけばいいんじゃないのかなという気がしております。ご参考になればと思います。

以上です。

【委員】 今のは表記上のいろいろな問題ですので、事務局のほうから。

【事務局】 まず第1点目のご指摘でございますけれども、(2)の①でございますが、①の1つ目の文章は、基本的には事業を実施する主体がだれなのかということで明確にしたかった。2番目は、規模で明確にしたかったということなので、ちょっと分けさせていたいただきましたが、冗長であるならば、まとめさせていただくような、違和感のないものになりたいと思います。

ただ、2番目の事業の大きいものに適用することを基本とすると言って、じゃあ、小さいものはしないのかというようなことなんです、ここについては、画一的にこれ以上はしないということを考えているわけではないんですけども、こういう影響の大きいもの

を実施することが基本だろうということをご記載したかったということでもあります。

ただ、小さいものはしないのかということについては、③のところでございますけれども、表現させていただいているのが、「計画策定者は、勘案しつつ、事業の規模等に十分配慮して、最も適した計画策定プロセスになるように努めるものとする」ということで、ここについて、事業の規模の小さいものについても、基本的には、趣旨にのっとりながら、やり方はさまざまあるかと思っておりますけれども、簡易的にやるということもあるでしょうし、例えば公民館で説明をするんだということだけなのかもしれませんけれども、実際はこの趣旨を踏まえながらやっている。ただ、規模の小さいものについては、やはりやり方として、ここに書いてあるようなことが基本になるのかと言うと、やはりそうでないようなものもあるのではないかとということで、ちょっと書き方を切り分けさせていただいているところでございます。

それと、④のご指摘のところにつきましては、本ガイドラインを踏まえてとか、そういうことをしっかり表現させていただき、このガイドラインから全く外れたことではないよという趣旨は盛り込みたいと思います。

それから、最後のご指摘は、委員のご指摘どおり、ちょっと修正をさせていただければと思います。

【委員】 最初の①のところ、私が間違っただのかなと思う理由が今のご説明でよくわかりました。対象の話の後は規模の話ですね。文章の中に「そのうち」と書いてありますので多分それに引っかかったのだと思います。それを、その中で私は読んでしまったので間違えた。多分このあたりだという気がします。

【委員】 表現のところ、ご検討をよろしくお願いいたします。

そのほかいかがですか。

【委員】 今の議論の点は私もすごく気になります。こういう記述によって何が起こるかは、きっちり検討すべきだと思います。まだ私も整理はできていませんけれども、非常に気になっているということは表明したいと思います。

それから、3点ありまして、1点目は、⑤にかかわるんです。先ほどの横表もあって、上位計画をそれぞれ持っているということですが、上位計画との整合性を確保した上で、ここに書いてあるような地域の計画との関係も考えるという形のほうがいいと思いますので、3ページの⑤の2行目、「当該地域の整備等に関する構想・方針等の」という間に、「上位計画等との整合性の確保のみならず、当該地域の整備等云々」という形にしてもらって、

両方に配慮するという形の中に上位計画という言葉を入れてもらうほうが良いかと思いません。細かいことです。

それから4ページ目、これはもう少し重要だと私は思っているんです。構想段階が公益性及び必要性の確認を行うということであると、いわゆる効果の及ぶ範囲が非常に広い。一方で、影響と一般に言ったときには、直接マイナスの影響を受ける範囲という比較的狭い場合があって、その違いがかなり鮮明になる事業もあるわけです。

ところが、住民・関係者等の定義の中は「影響を受ける地域の住民及びNPO云々」しか書いてないですから、構想段階をこういう公益性、必要性の確認としてとらえなきゃいけないんです。ほんとうに重要な、必要な公共事業であれば、早い段階から必要性を広く訴えなきゃいけないことでもあります。そういうことを考えていくと、この住民・関係者等の定義の中では、特に上と整合させたら、当該事業の規模や特性に応じて効果（公益性）などでもいいですが、効果や影響を受ける地域の住民等ということで、効果と影響とをはっきり書くべきだと思います。影響だけと言うと、非常に狭い範囲というとらえ方をすることが起こるのではないかと思います。

それから3点目です。4ページの一番下の計画検討手順で、この手順という言葉は、理解できるんですが、一方で段階という言葉が本文中に何回か使われていて、それは手順という全体の中の一つ一つのいわば段階です。その段階という言葉がこの中に出てきていないので、誤解を与えないために、2行目「計画の決定に至るまでの一連の手順」と簡単に書いてしまっているところにちょっと入れまして、「計画の決定に至るまでの各段階によって構成される一連の手順」ということで、ぜひ「段階」という言葉を言葉の定義の中にも入れていただきたいと思います。

以上です。

【委員】 ありがとうございます。

住民・関係者等、ここは非常に論点です。後に議論します検討手順とも連動してきます。ガイドライン全体を見ながら、住民・関係者という用語を慎重に定義することが必要ですね。

【委員】 今幾つか議論が出た中で、環境アセスとの関連、考え方の関連です。1つは、対象を決めて、規模を決めてというのは、スクリーニングというんですか、規模をある程度決めて、スクリーニングで次の規模のレベルのところをどう扱うかをしっかりするという話があったし、対象ごとにスコーピングするという思想は、アセスがある程度定着した

中でならうようなことも非常にわかりやすくなるんじゃないかという気がします。

一方、アセスとこの策定にかかわるガイドラインとの違いがどこにあるのかというと、非常に難しいと。アセスは、そういう事業とか計画を進めていく中で、どんな問題点があるか。ネガティブな面をどっちかという浮き立たせてやるものだと私は思うんですけども、構想段階で、計画策定プロセスとなると、やはりネガティブ、ポジティブ、両方を配慮しながら計画をどう決めていくのかという話であるということで、ここが多分アセスでどこが問題かを明確にする話と少し違ってくる。

ところが、アセスの問題というのは、住民をある意味では直接民主主義的にとらえている。すなわち、当該の場所で問題が起こっているところを、住民の意見を受け入れる場合の思想としては、そういう形で受け取ろうとしている。この計画策定プロセスの場合の公共性は、どちらかというところある程度それを間接民主主義的に、すなわち、ある程度国として、あるいは地方でも広域の公共性から考えているので、どうしても手法的には間接的にならざるを得ないところがある。そのどちらも同じように住民という形でくくると、やはり非常に難しい面があるんじゃないかなあと。そういう意味で、計画策定というポジティブ、ネガティブ、公共性とその地域における問題性とを両方吸い上げながらやるときに、住民とか、あるいはパブリックの意図はどこにあるのかという吸い上げ方というのは、やっぱり違ってくる可能性のあることも留意しながら、非常に難しい点としてとらえていく必要があるかなという気がいたしました。

【委員】 この論点は、非常に重要です。特にはじめにのところで、戦略的アセスというのを最後のフレーズでうたっているんですね。戦略的アセスをガイドラインにどう内包するのかという議論を積み残してきたようなところがありますので、今時間をいただいて、この問題について議論をしてみたいと思います。

【委員】 この部分、私も途中で若干意見を言い忘れたと思うので、私の理解を少し申し上げたいと思うんです。

1つ、委員がご指摘になった影響の定義なんですけれども、影響は必ずしもネガティブなものに限定する必要はないと私は思うんですね。この辺は環境アセスなんかの理解とも絡んでくるかもしれませんが、事業の影響を受けるというのはプラスもあるし、マイナスもあり得る。だから、もし確認するのであれば、この影響にプラスの効果も含むということ注記するということはあるかと思いますが、影響を必ずしもネガティブに限定するという用語はむしろとらないほうがいいのではないかとというのが私の理解です。

それからもう一つのご議論いただいた直接、間接にかかわる点なんですけれども、住民・関係者等というところは、そこはある意味では二重にごまかしているというか、ある意味あいまいに意図的にしていると思うんですね。つまり、住民というのは、おそらくここは直接的に意見表明をするでしょう。関係者というのは、多分幅広くここをとっていて、例えばここで企業等という企業を入れさせていただいた趣旨は、企業というのは、むしろ利便性といいますか、効果を受けるほうのファクターの例として入れさせていただいているのではないかと思うんですけれども、そういう人も含めて入れる。

そのときに、ここで関係者、あるいは等というところが微妙になってくるんですが、住民のように直接自分で意図を言える人に限るのかというと、多分関係者なり関係者等ということになった場合には、もうちょっと拡散した利益の関係者というのもあり得て、そのときにはだれかが代弁をするということも想定し得ると思うんですね。そういう意味で言うと、関係者と言った場合には、その背後にある意味では拡散した利用者のような利益があって、それを代弁するような人も入る。じゃ、今度はその代弁するという人をどの範囲で考えるのかですね。最後は、ここが微妙なのは、要するに関係者と行政機関というのは一応峻別しているんですけれども、最後の最後にいろいろな関係者で顕在化する、あるいは代弁される意見を聞いた後に、でもそこに入っていない意見をさらに行政が配慮するということは論理的にあり得るので、そうすると、その関係者というものに最後くくれないものが入ってきてしまうことは確かなんですけれども、単に住民だけではなくて関係者ということを入れることによって、一応そこは重層的なものをくくろうとしているという意図なのではないかなと考えます。

【委員】 戦略的環境アセスを行う上で難しい問題は、ガイドラインが対象としているのが構想計画のレベルであるということです。すなわち事業計画のように細かい事業諸元が決まっていない、そういう段階における議論をとりあげているので、構想計画における戦略的環境アセスの取り扱いをどうするのかということを経験しなければいけない。これは先ほどから議論に出ているスコーピングの問題です。スコーピングをどうすればいいのかというガイドラインを出していけばいいと思います。環境等さまざまな観点からという表現に対して、委員の先生方にいろいろな思い入れがあると思いますが、この表現に関して補足説明が必要だと思います。

【委員】 今回の委員長のお話も含めて、戦略アセス的な枠組みの中で、今回の構想段階のプロセスがどのような整合性を持つかということについて、今まで、先生方のおっしゃ

っていた、やはりポジティブなところを明記するべきだと。それが果して影響という言葉でいいのかということを含めて、ポジティブな影響ということの効果という言葉を含めて明記するべきである。これは非常に重要だと思うんですが、ただ、この構想段階というのは、まさに先ほど事業の流れでおっしゃったように、ある程度上位計画のもとでの構想段階の策定であるとする、いわゆる本来の戦略アセスのバーティカルなインテグレーションという、国土計画があって、事業計画があって、それから個別の計画に落ちてくるということで考えれば、もう少しより上位計画の中で、どのような貢献というか、機能があるかということを含めて明記しないといけないんじゃないかという気はしております。この文章の中で、どこまで個別に踏み込めるのかわかりませんが、今おっしゃった効果というだけではなくて、むしろ国土政策的な中での、いわゆる上位構想の中でどのような意義を持つかということを含めて明記するべきじゃないかというのが1点目のコメントであります。

もう1点目は、それが果してどのように効果があるかとか、あるいは、まさに公正性であるとか合理性ということを含めてどこで担保するんだろうかというのが、今までのところでは明記されていないような気もしております、むしろ技術・専門的検討であるとか、あるいは委員会の機能の中に、よりそのような公正性、あるいは合理性というようなことを客観的に検討する機能が入るといったようなことを明記されるということも1つの方法かといったような気もいたしました。

この図については、また後ほど議論されるということで。

【委員】 後ほどです。

【委員】 一応ここまでのページでは、今までの議論に関連してコメントを申し上げます。

【委員】 この問題に関して、ほかに意見がございますでしょうか。戦略アセス、もしご意見があれば。

【委員】 アセスの件ですか。

【委員】 はい。

【委員】 環境アセスというよりは戦略アセスですね。戦略アセスというものを、今回このガイドラインで、言葉遣いにはあると思いますが、カバーできるかどうかについては、幾つかの要件と言えるようなものがある、多分それをクリアしていれば言えると思うんです。ただ、前提として、〇〇委員のお考えと違うのかもわかりませんが、この段階での戦略アセスは、やっぱり環境に特化した評価行為であるというのが私の考えであります。計

画策定プロセスは、それを当然含めながら、計画をつくり上げていくプロセスそのものがありますので、かなり広い範囲をカバーせざるを得ないということで、1対1に対応できないと思うんです。ですから、そういう広い取り組みの中に、一定の要件を満たした戦略アセスをちゃんと落とし込めるかがポイントで、そうじゃない限りは、最初に書いてあることは当然ながら満たさないというだけのことであります。非常に簡単な議論かなと思っています。

しかしながら、構想段階の戦略アセスすから、そんなに厳しいことはもともとできないという前提で議論していけば、あまり難しい議論にならないと思っているんです。ただ、きっちり書くべきことは書かないと、これは満たさないだろうと考えています。多分、各章の中の議論でその要件的なものが出てくるかと思います。

【委員】 この点で何かもし事務局のほうで補足説明があればお願いします。

【事務局】 上位計画との関係を委員のほうからご指摘いただきまして、環境省の皆様と昨年度もご議論させていただいた中では、SEAをどの範囲までとるんだと。いろいろ議論があって、上位計画、国土計画とかあるんですけども、今の段階では、ある程度諸元がはっきりした構想段階ではないのかということで、昨年出されましたSEAのガイドラインも構想段階に限定しているということだと思います。上位計画のもとで構想段階ができるということであるならば、上位計画を否定したような検討がここでなされることあるのかどうかということについては矛盾があるのではないかというご指摘も委員の先生からいただいたんですが、それは上位計画の段階、それから構想段階での計画の煮詰まりぐあい違ってきているということを見ると、その段階でもう一度振り返って見てみるというようなことは当然あるのではないかということで、その上位計画を否定することを前提としてではないんですけども、そのところについての整合性は、この段階でもう一度見るということの整合性はあるのかなということで、後ほどゼロ・オプションみたいなことが出てきますけど、そのゼロ・オプションを検討する意味合いがどこにあるのかというご指摘をいただいているので、その辺のところとの整合性ができているのかなと思っています。

【事務局】 今ご説明させていただいたように、1ページのところの、いわゆる戦略的環境アセスメントを内包するという書き方がいいかどうかということだろうと思うんですが、確かに今年の4月の環境省が出されたガイドラインは、今説明しましたように構想段階に限った内容になっていると理解していますので、その4月のガイドラインは内包して

いるのだろうとは思っているんです。ただ、本来、戦略的環境アセスメントという言葉がもっと幅広く、おっしゃるように国土計画とか上位計画における環境配慮までを指すんだというのが一般通念だとすれば、この書き方は書き過ぎなのかなという感じもいたしますので、そこはちょっと環境省の意見も聞いてみないといかんのかなという感じもするんですが、内包という言葉が強過ぎるのならば、ちょっとトーンを落とすようなこともあり得るかなと思っています。

【委員】 SEAのこの間出たガイドラインはこれと同じ思想だと私は理解しました、議論に参加していて。それで、内包するというのは、私はそれでいいと。そういう意味で、ガイドラインがということを明記してもよろしいかという気はします。

それからもう一つは、あそこでのSEAは、環境の問題と、それから住民にどういう対応をするのかというところが1つの特徴だったと思うんですけども、住民との関連というのは環境だけの問題じゃなくて、その他さまざま、環境面でなくても社会面で、あるいは人文面でというのはちょっとよくわからないんですけど、そういう形で、地域住民といろいろな問題があるという公共事業だと思うんですね。今のガイドラインのSEAと並ぶところで環境面で欠けているところは、今のガイドラインのSEAにならった環境面以外のところへの取り組みをしっかりとやる必要がある。

それから、私がさっき申しましたように、今の公共性を目標とした事業が地域社会にどんな影響を与えているのかというのは、環境面だけではなくて、社会面、いろいろな面で構想段階で検討しなければいけないというのはSEAの思想なんだけれども、計画だけに特化しない。構想段階での計画プロセスというのはそれだけではない。もう一つ、影響評価みたいなどころだけではなくて、やはりポジティブに公共性を再認識して、その地域計画に落としていくというプロセスがあると思うんですね。だから、ここの計画策定プロセスがSEAのような影響評価だけにとどまらないというのはそのとおりで、そこと影響評価はやっぱり峻別しなければいけない。影響評価の中で、環境影響以外の社会的、人文的影響については、SEAを見習ったプロセスをしっかりとっていく。そういう意味で、ガイドラインSEAは内包していると、こんなふうに考えたんです。

【委員】 1点だけいいですか。

そういう議論を深めるのであれば、SEAで求めているのは、この段階は形だと思うんですね。それから評価行為だと言うときには、いわゆる住民参加だとか、参加型でつくっていく形態を、SEAは特に欲していないので、例えばパブリックコメントがきっちりあ

ればいい。〇〇委員がおっしゃるように直接参加かもわからない。でも、参加の形態というのは極めて限定的であってもSEAは成り立つと思うんです。

一方で、計画の場面というのは非常に多様であって、関係者もたくさんいるし、いろいろ背景が違う中で作り上げていく。しかも、常に批判も強い中で、共有しながら進めていくのはものすごい大変な取り組みであって、その中でかかわってくる関係者や、住民や、市民、利用者への対応というのは、パブリックコメントで済むかと言ったら、決して済まない。だから、そういう意味で言うと、手続き上もSEAで言っている参加というのと、ここで言っている参加というのは、圧倒的にこっちで言っている計画をつくり上げるときの参加のほうが幅広い可能性を持っている。もちろんやらなくて済むケースがあるかもわからないけれども、しかし一般論として言ったら、非常に幅広いものになってしまう。しかも、先ほど事務局がおっしゃったような杞憂はやっぱり要らないというか、ここは明らかに構想段階のSEAだけに着目して、SEAは政策から事業段階まで全部やらないとSEAと言わないかという、決してそんなことはあり得ないし、ほかの国でもそんなことをやっているわけでもない。ですから、この段階だけに着目して、内包していると言えるのだったら言い切れればいい。しかし、そのための要件はあるということだと思うんです。

【委員】 よろしいですか。大体この辺で意見は出尽くしたように思います。今日の委員会だけで結論が出るという話じゃないので、これから事務局の方でいろいろ情報を集めていただいて、継続的に議論を続けたいと思います。今日のところは、戦略的アセスが、はじめにのところで言及しているにも関わらず、本文に言及されていないことを指摘しておきたいと思います。そこのところを補強していただきたいと思います。

戦略アセスの話はこれで終わりにしたいと思いますが、よろしいですか。

それでは、それ以外の点で。

【委員】 2ページの本ガイドラインの目的の書き方なんですが、第2段落で「計画策定プロセスに対して透明性、客観性、合理性、公正性が確保されていることが重要である」と。これは決まり文句としてどこかでいつも使われている言葉なんですか。

【事務局】 決まり文句として使われているということではないんですが、一番上に書いてあるように、社会資本を円滑に進めたい、進めるためには国民の理解が必要だ、理解を得るためには、こういうものが担保されていなければいけないんじゃないかというような趣旨で書かせていただいている、特段こうだと決まり文句として使っているものではない

いかと。ちょっと調べてみないとわかりません。

【委員】 4ページのところの委員会等の定義では、客観的な立場から助言するための組織と、こう書かれているんですね。それから、技術・専門的検討のところでは、計画の合理性を確保するために行われると、これはそれぞれ前の言葉に対応しているのかなと思いつつ見ながら見ていたんですけど、この公正性というのは、私はどう読むのかなと思って。これは何を意味しているんでしょうね。公正性の意味は。

【事務局】 例えば14ページを見ていただきますと、委員会等というような中で、先ほど言った定義のところでは客観的という言葉を使っていて、14ページでは中立的で公正な立場からという言い方をされていて、確かに委員のご指摘のように、使い方と意味する言葉をばらばらにといいますか、整理ができていない部分はあるかと思いますが。公正というのは、だれが見ても公正であるというようなことを全部ひっくるめて合理的みたいな言葉で表現してしまっていて、その概念の関係が十分整理できていないところがあるかもしれません。

【委員】 言葉を整理して、特に決まり文句じゃなければ用語の整理をしておいていただきたい。今のようなことと同時に、例えば8ページには委員会の設置が、「公正な立場から助言を行う」と書いてあるんですね。ですから、ところどころで言葉の使い方が違っているのも、もし整理できるならば整理したほうがいいかなと。決まり文句であるならばしょうがないんですけど。

【委員】 これは英語にしたら何て言うのかな。インパーシャリティでいいのかな。何だろう。

【委員】 決まり文句的に出てくるんじゃないですか。国土交通省だけじゃなくて、国のいろいろなところでね。

【委員】 いろいろなところで出てくる。

【委員】 無定義のものかもしれないけど、要するに一番狭義に考えると、これは公正取引委員会じゃないけれども、一律性を持っているというような、だれに対しても同じ手続きで当たるといような、そういうニュアンスで最小限にとらえておくと、ほかとの整理ができそうな気がします。

【委員】 あんまり深入りはしたくない問題である。

【委員】 議論を始めると、公正性の定義は何だと言い始めると、大変な議論をしなければならない。

【委員】 大変な議論ですね。公平とか公正という定義を厳密にしようとすれば、800以上の定義があるとかと聞いています。まあ、偏らないとか、そういう意味でしょう。そういう意味で使うとしても、ガイドライン全体を通じて矛盾していないかどうかというのはチェックしておく必要があります。公平という用語は、日常的に使っているもので、感覚的に理解できると思います。

【委員】 その点に関してちょっといいですか。

【委員】 はい。

【委員】 非常に細かい話なんですけど、「及び」とか、あるいは「または」という言葉と言葉をつなぐのが出ているところと出ていないところがある。今の公正性もそうなんですけど、全部ポツで、読点で振ってしまして、公正は公正性とあまり言わないんじゃないか。言っていますか、今。公正なという。だから、これは日本語の問題なんですけど、出だしから、2ページの基本的な考え方の(1)、安全・安心でというところで、豊かな社会、生活をというのもいいんですけども、基本的には日本語の法則にのっとって文を組み立てると、今の公正性というのは別な方法で表現できる可能性があるんじゃないかなと思います。だから、全体に言えるんですけども、そこら辺をちょっと練り直して書いていただくといいのかなと。

【委員】 点、点、点で続けて。こういうやっぱり技術屋の文章ですね。わかりやすくなるように、事務局の方で検討してください。

ほかいかがですか。

【委員】 幾つキーワードを出してくるかという中で、1つ気になるのは、世界の水問題、地球規模の水問題のときには、エクイティ、平等性が入ってきますね。日本は平等さというのはあまり書かないほうがよろしいんですかね。非常に難しい問題なだけですけども。

【事務局】 正直言って、この4つ、透明性、客観性、合理性、公正性というのは、ガイドラインを出している部局のをいろいろ調べたんですけど、こういう言葉を使っているということを踏まえてこれを使っているもので、一つ一つ用語の定義まで吟味して整理ができていないので、もうちょっとわかりやすい言葉にするということが必要であれば整理をさせていただきたいと思います。で、平等性というのは……。

【委員】 この問題に深入りするのはやめましょう。

【委員】 水ではよく書くんですけどね。

【委員】 わかりますけどね。平等という用語には、結果としての平等と手続きとして

の平等という意味がある。ガイドラインの中で使っている公正性という用語は、どちらかというと手続きとしての平等を意味している場合が多い。結果としての平等というのは、実践する場合にどうしても問題が出てくる。しかし一般に平等といえば、結果としての平等を意味するように受け止められやすい。この問題に深入りすると、ガイドラインの内容が、必要以上に難しくなるので、これ以上議論をしたくないと考えます。

【委員】 なぜそういう問題になっちゃうかという、2ページ目の4行目のところは「計画自体の内容はもちろんのこと計画策定プロセスに対して」と言って、要するに計画案そのもののエクイティをどうするかという議論と手続き要件との両方を一緒にして透明、客観、合理とやるものだから、これらをまじめに議論しようとする、大変な混乱を絶対起こしてしまうのでね。だから、このガイドラインは、基本的に手続きのガイドラインだということで、そこはきちんと分けたらここに関しての混乱はなくなるということです。

【委員】 この問題に関する厳密な議論を避けたいと思います。ただ、矛盾があるかどうかという吟味、よろしく願いいたします。

【委員】 地方公共団体の位置づけの話なんですけれども、文章の表現として、3ページ目の⑥というのは、よく考えられて、これでいいのかなと思います。つまり、地域社会がその代弁者という側面と、社会、経済、環境の考慮事項のバランスを専門的、技術的に考えるというのをある地域を限定して行う、両方の機能があるので、どちらかだけには特化できないということでもいいと思うんですけれども、ほかのところとの表現の関係なんです。1つは、関係主体相関図で、最後におっしゃられた、お気持ちはよくわかるんですが、つまり連携の対象であると。だけど、計画策定者が実施する内容というところにまでくっってしまうのはちょっとやり過ぎかなと。つまり、これ、主語は計画策定者ですから、連携・協力というのは計画策定者もするし、地方公共団体もする相互的な行動なんです。計画策定者が実施する内容とされるのであれば、やっぱり計画策定者のところで区切っておいて、ただし地方公共団体とは、この図で言うと、下のところで連携・協力します。どういう意味で連携・協力するかというと、多分これはあえて図にする必要はないと思いますが、双方向コミュニケーションのある部分にもかかわってくるでしょうし、左側の技術的・専門的検討の部分にもかかわってくるという、多分そういうイメージではないのかなと。そういう意味では、連携・協力というのを強調していただくのはいいと思いますが、囲ってしまうと地方公共団体の立場というのが若干計画策定者に寄り過ぎてしまうのかなという気がしますので、ちょっとお考えいただければと思います。

あと、個別のところ、表現で言うと、後でむしろ出てくる項目かと思いますが、3ページの⑥を受けて、住民参画促進のほうと、それから専門的・技術的検討、双方で地方公共団体のことが出ていて、8ページの②というのが技術的・専門的検討の中身、これはほぼ同じ表現であるのでいいと思うんですけども、10ページのところで、参画促進のところの絡みで言うと、10ページの(4)の①の表現は、住民参画の進め方について調整を行うなどという表現になっていて、などは何を含むかですが、これはかなり手続き論になっていて、最初のイントロのところの話は、かなり各地域の意見の代表という実質論の話を書かれているので、ここを少し整理していただいたほうがいいかなと思います。

【委員】 よろしいですか。大分時間を最初のところでとりましたけど。

【委員】 ちょっと質問をよろしいですか。

【委員】 はい。

【委員】 構想段階の計画で、計画策定者が国と都道府県との連名で計画策定者になっているような計画がありますね。その辺との整理も必要ですね。

【事務局】 それは計画策定者のほうに入っていただくという形になろうかと思います。用語の定義の4ページの計画策定者のところに、「なお、事業の特性に応じて、関係行政機関が共同で実施する場合もある」ということで、そういうところで県と共同でやるというようなこともあり得るべしということであります。

【委員】 それでは次にいきたいんですが、事務局のほうからまとめて何か発言されたいとか今ありますか。それとも、次に進みましょうか。

【事務局】 次、お願いします。

【委員】 それでは、2の計画検討手順についてのご説明をお願いします。

【事務局】 6ページ目からでございますが、計画検討手順ということで、ここについても先ほどの問題の4項目が入っていますが、計画策定プロセスの透明性云々をもって適切に行えるようにという表現をしております。

留意点が3点、一番初めに書いていまして、どういう手順でやるか、事前の明確化というようなこと、それから住民参画促進及び技術・専門的検討との有機的な連携というようなこと、それと事業特性、地域特性を踏まえた検討というようなことを挙げてあります。

それ以下、(1)から(7)まで手順を書いておりますが、まず一番初めに、計画検討の発議ということで、上位計画で提案されたもの、それから事業の目的、スケジュール、進め方等々を事前に明確にして公表するというようなこと。その中で、検討する内容や対象

とする地域などの範囲を定めた上ということで、一応スコーピング等、ここでしっかり範囲も決めなさいというようなことを書いております。

それから、(2) 事業の必要性と課題の共有ということで、前回は事業の必要性の説明というような表現になっておりましたが、一応ここについては説明するというのではなくて、そういう必要性と課題を共有しておくんだというような表現にしております。

それから、(3) でございますけれども、複数案の設定ということで、基本的には複数案を設定して比較・検討することを基本とするという形にしております。

その中で、複数案を設定するに当たっての留意事項として①から⑥まで書いてございますが、事業の目的、それから総合的に判断するというようなこと。それから住民・関係者等の関心事も含めて設定するというようなこと。それから、④と、すいません、⑤がないので、⑥が⑤です。④と⑤がゼロ・オプションの話でございますけれども、事業を行わない案が現実的である場合、また他の政策との組み合わせにより実施する場合ということで、そのような場合には複数案に含めろというようなこと。⑤でございますけれども、仮に行わないことが現実的ではない場合でもリファレンスとして示すということが望ましいということを書いております。

ただ、複数案を設定できないというような場合も事業によってはございますでしょうから、そういうような場合には理由を示して1つの案で検討していくということもあり得るべしということでもあります。

(4) であります。評価項目の設定ということで、①から③のような観点に十分留意しながら進めなさいということ。この評価項目については、住民関係者等から意見を参考にし、必要に応じて評価項目の検討内容を改善していくということを書いております。

(5) でありますけれども、複数案の比較評価ということでありますけれども、複数案の評価をしていく段階では、住民参画の促進や技術・専門的検討を十分に踏まえて、評価項目に応じて、正確な情報に基づき、客観的に示していくということでもあります。

その複数案の優位性を判断していく場合には、皆様方に説明するのでございますけれども、説明するに当たっては、わかりやすい図表、比較表等々を用いて、明確、容易に理解できるような表現をして、しっかり説明をするということにしています。

(6) 計画案の選定ということで、計画策定時は、そういう比較評価に基づいて複数案の中から計画案を選定する責任がありますということでもあります。その場合に、留意事項を①から③まで書かせていただいております。

その上で、(7)計画の決定というところでは、計画策定者は、計画策定者の責任のもと、決定した計画案について速やかに住民・関係者に公表するという一方で、計画案を速やかに決定しなさいと。事業によりましては、所要の法令手続き等がございますので、その手続きを実施して計画としてくださいというようなことでもあります。

(8)は留意事項でありますけれども、①、②、③と書かせております。

①は、前回言われていた時間管理、プロセス管理、この手順をしっかりと管理することを書いております。計画検討手順を適切かつ効率的に実施するために、手順全体の管理を行う必要があるというようなことで、留意事項としては、計画策定の期限や主要な段階の時期を設定するというようなこと。それから、次の手順に進む場合など、手順を進めていく上で、残された問題点を整理するというようなこと。

それと、なお書きでございますが、検討の状況によっては、前の手順に戻って検討することも必要であるというようなこと。

②は、連携ということですが、ここにおいては、地方公共団体と当該事業に対して社会面、経済面、環境面等さまざまな観点から十分に意見交換を行って、連携して進めていけというようなことを書いております。これが、先ほど〇〇委員から、中に入れてしまっているようなことがあるとご指摘いただきましたが、地方公共団体と住民・関係者という立場ではないような立場でしっかり事前に意見調整、意見集約をする必要があるのではないかとということで、こういう表現をさせていただいております。

③は委員会の設置ということで、助言をするための委員会を設置するというように書かせていただいております。

以上であります。

【委員】 それではご議論いただきたいと思います。この図に関するご意見も含めていただきます。先ほどこれに関してご意見があるとおっしゃっていましたから、ご意見をください。

【委員】 実は、この図につきましては、まさに先ほど委員がおっしゃった、地方公共団体が入るのかどうなのかということをお伺いしたかったんですが、もう一つは、同様に、委員会のほうもこれは多分計画策定者の実施項目になるのではないかとというような。というのは、委員会の用語の定義を見ていきますと、計画策定のプロセス、必要に応じて設置すると書かれておりますので、これ自身も計画策定の項目になるべきじゃないかと思ったところがございます。

ただ、今のご説明に関しまして、7ページの(5)の複数案の比較評価ということで1点だけご意見を申し上げますと、前回の議論では、できるだけ客観的な情報に基づいた分析を行うとか、あるいは定量的な分析という表現まではいかないにしても、客観的な分析を行うというような、そういう表現があります。ここでは客観的な表現となっております、7ページの(5)ですね。中を見ますと、あくまでも表現の部分だけのように、ちょっと誤解を与えるような気がしております。

前回の議論では、できる限りデータを整理して、そのデータを各事業者も含めた計画策定者で共有していった、その評価のプロセスというものをできるだけ高度化していく。本来の戦略アセスの、日本型戦略アセスというのは違うところでありましてけれども、できるだけ科学的な評価に基づいて合意を形成するという、そんな議論もございましたので、この比較評価というところについて、もう少しデータに基づくというようなことであるとか、そういったデータベースの構築というような、これは前回の取りまとめの意見整理の中にも書かれておりますけれども、そういったコメントが1行でも2行目でも出てこないものであろうかというのが印象としてございました。

【委員】 ありがとうございます。

いかがですか。よろしいですか。

【事務局】 この表現というところは、資料のつくり方のことをちょっと意図して書いてしまっているの、委員ご指摘のデータに基づくしっかりした評価であるとか、文章であるとか、レポートであるとかをしっかりと示していくということが十分読み取れない部分があるとする、そこのところについては若干検討させていただければと思います。

データベースの構築のところは、ここではなくて、後ほどご説明させていただきますが、最後のその他の留意事項のところに入れさせていただいておりますので、またどちらの場所がいいのかということも含めてご議論いただければと思います。

【委員】 先ほど言った要件の1つは、7ページの複数案の比較評価、この結果をどう取りまとめて公表するかというポイントであって、特にSEAを内包するためには、環境に特化した部分についても、あまり埋もれない形で示していく必要があると思うんですね。もちろん経済も社会も全部重要なんですけれども。少なくとも、全体で構わないんですが、それをレポートすることがイメージされないといけないと思うんです。

具体的に言うと、例えば(5)の複数案の比較評価の最後のところ、「容易に結果が理解されるように表現を工夫することが望ましい」というところは、やはり容易に結果が理解

されるように表現を工夫し、と1回点で切っておいて、その後に「レポートや冊子等に取りまとめて提示することが望ましい」とか、そこら辺にはっきりと入れたほうが、やるほうも、確かにそういう形でまとめなければいけないということがわかりますので、ぜひ必要ではないかと思えます。

それから、あわせて2点。1点は、先ほどの構想段階の定義は必要性の確認という言葉だったんですけど、ここは必要性の共有になっていまして、6ページの(2)事業の必要性と課題の共有という言葉で、必要性を共有するというイメージは、上位計画等で必要性が定められているから、それを改めて確認することはなくて、何とか共有させればいいというふうに読めなくもない。だから、せっかく確認という定義で2ページは書いていました。そうすると、ここも改めて必要性を確認し、課題を共有するという言葉のほうが逆に優しいかな、あるいは整合性があるなという感じがしますね。個人的な意見でありますけれども、少なくとも言葉を合わせてもらいたいということです。

それから最後に、(4)評価項目の設定という項です。複数案の設定をして評価項目の設定をするという順番に読めなくはないですが、直感的に言うと、必要性を再確認する中では、どんな影響があるとか、どんな効果があるとかが一緒に議論されることになるので、代替案が出たときに、どういう項目で評価するかについては、おおむね議論の対象になっているという気もするんですね。だから、私の直感で言うと、(3)に比べて(4)のほうが先にあったほうがいいのかという。あるいは同時に行われることがあるかもしれないけれども、議論するタイミングとして、必要性のほうに近いかもしれないのでね。

私が問題にしたいのは、(4)の最後に、「その上で、計画策定者は、住民・関係者等からの意見を参考にして必要に応じて評価項目の設定内容を改善する」という、これは大変結構なことなんですけど、その前に代替案の設定があって、そちらについては書かれていないので、評価項目だけ意見をもらいますと読めてしまう。ぜひそこは手順的に前後させて、広く意見をもらっておきますという形にして、当然そこでは代替案に関しても意見が出てくるでしょうから、そういうものを踏まえながら代替案がセットされてくるということであれば、理解可能な形になると思うんです。場合によっては、8ページにあるように、前の手順に戻るのだという議論もありますから。

【委員】 よろしいですか。

【委員】 今の評価項目の設定が複数案の設定の前に出るということに、私もそのほうがおさまりがいいかなと思うんですけれども、上位計画との関連とかいう議論の中で、我々

はあまり計画の対象年度を意識してこなかった。長期計画なのか、どれぐらいのタイムスパンでの計画なのかというのは意識してこなかった。上位計画は当然長期計画であり、構想段階といえども計画段階とかいうものよりはタイムスパンがちょっと中期的かなという気がするんですけども、例えば複数案を議論するときに、事業の目的が達成できる案というときに、上位計画で目的が書かれたときに、それを達成しているか、達成していないかというのは構想段階で選べるわけです。

すちわち、ある時間スパンの中で、どれぐらいのところまでの達成目標にするかという目標を決めることになる可能性があります。上位計画ではここまでやりたいんだけど、今回、構想段階を議論するような計画では、ある時間を切って、それまでにどこまでもとどの目的のうちのどの部分を目標とするのか。最終的にはそこへ至るんだけど、現在考えているところでは、押さえておくということも可能なこととなります。そうすると、複数案というのは、目的をどれぐらい達成するかということにもフレキシビリティがあるということについてはどうしたらいいのでしょうか。

すなわち、ここで書いてあったのは、事業目的が達成できる案。達成できなくても、その途中段階に至ればいいわけで、もし将来があるならば。こういうふうな話を、すなわち目標の設定とかいうふうな、上位計画の目的を達成するための今回の事業の目標設定というのは、かなりフレキシブルで、そこをきっちりここで議論しておいて、それを達成するための事業の組み合わせとか施策の組み合わせという話に多分なってくるので、そこを明確にしないと、この後なかなか難しいのかなという気がしましたので、この段階であまりそんなことまで気にするなよと言ったほうがいいのかもしれないんですが、ちょっと気になりました。

【委員】 上位計画で与えられている目標というのは、もっと抽象的ですよ。だから、この段階での目標というものは……。

【委員】 その段階で絞り込めますね。

【委員】 そう、絞り込めますよね。ただ、原則論として、目標を変えるというのは邪道だよな。目標ありきで議論を進めるのが正攻法だと思います。

【委員】 でも、これぐらいのところ、ここまで達成するという選び方というのは、そこから後は先送りだよという。

【委員】 だから、その目標をすべて1つのプロジェクトで達成できるとは限らない。

【委員】 限らないですね。

【委員】 ほかにもいろいろあります。

【委員】 上位計画では決めていない。

【委員】 ○○委員がおっしゃっているのは、上位計画の中での当該構想の位置づけを明記すると。それが、各代替案ごとの上位計画への貢献を、多分記述は非常に難しいと思いますけれども、明記するというで今のお話はよろしいのかというような印象で承っていたんですが。

【委員】 目標を変えるというのはもちろんあり得るけれども、できるだけ努力して、それでも達成できなかつたら目標自体に限界があるということになる。

【委員】 ちょっと具体的な話をいたしますと、河川整備に関して、基本方針で、例えば治水の目的に対して、そこで200年に一度の治水に対する安全度を決めちゃいます。上位計画であります。構想段階で議論する計画は河川整備計画という話で、よく流域委員会で議論されているもので、そのときに治水安全度は200分の1でなくても、当面20年の間、30年の間に30分の1のところまで引き上げるとか、50分の1のところまで引き上げるかというのは、整備計画の議論の中、すなわち構想段階で議論している計画の中で議論される。その目標の設定の仕方によって事業のあり方というのは変わってくるわけです。

そうすると、第一弾に中期目標といいますか、この事業で達成すべき目標を決めて、その目標に対して、じゃあ、どんな施策の組み合わせがいいのかという議論に入る二段階的な議論になる可能性があるんですね。そういうことに対して、うまくガイドする必要はないんだろうかということが少し。そうでないと、複数案の設定のところでも、事業の目的が達成できる案というときには、10分の1までしか達成できない案もあるし、60分の1まで達成する案もある。そこも含めて複数案に当然なり得るんだけど、そのところは二段階か、何段階か置くようなガイドをしてやらないとという気がしましたので、それは個別事業のことになりますかね。

【委員】 話の論点がちょっと見えなくてずっと黙っていたんですが、今、○○委員がおっしゃった議論は、多分整備計画の中でも治水に重点を置いたときに、例えば50分の1の整備計画のものを基盤とする。でも、それによって環境が非常に劣化してしまうならば、30分の1に置いておいて環境をある程度保護するという議論だってあり得ますよね。ですから、それは完全にこの中に含まれてしまっているような気がします。

ということで、これを読んでいても、多分この複数案の設定のところ、評価項目、そ

れ自体も確かに重要なんですけれども、地域における評価項目の重要度みたいなやつが多分変わると思うんですよね。例えば都市域においては治水の安全度が急激に重い。いわゆる重要度を持つものに対して、もうちょっと違う場所においては自然環境の保全というものに重きを置く。ドイツなんか見ていると、そんなのをやっているんで、多分評価項目と評価項目の重要度が地域性に応じて変わっていくようなスタイルになるんじゃないかなという感じがしました。

以上です。

【委員】 言葉の問題もあるんでしょうね。この目的が達成できるというのは、ちょっとやっぱり無理がある。100%達成できるという保証がない場合がいっぱいありますよね。だから、普通は可能な限りとか、目的に合致する代替案をできるだけ選ぶとか、そういう言い方をしますけど。

【委員】 先ほど〇〇委員がおっしゃった、評価項目を前に持っていくというのは難しいんじゃないか。言っていることはよくわかるんですけれども。つまり、そういうときは評価項目という言葉を使うんじゃなくて、地域が何に期待を持つかとか、何に対して価値を持つかという。そういう意味では、複数案を提示する段階で、地域が何を重要と思うかということについて最初に洗い出すということは重要だと思うんですけど、それが評価になってしまうと、どうしても僕はこの評価という言葉は案に対する評価というふうに映ってしまうものですから、それが前に来てしまうということは……。だから、フローを見ると、同時に検討するような形で、同じ四角の中につくられていて、事務局側としても、多分複数案と評価というのは相互に関連し合っていてやっていくというのはわかるんですけど、この目次の中で、3の前に4を持っていくというのは、さてなあという、正直言うとそんな気がしました。

【委員】 評価項目の設定というのは非常に大事でして、住民参画をなぜするのかという話をしたときに、できるだけ恣意性を防ごうというか、行政の中だけで勝手にやっているのではないということを明らかにする意味がある。いろいろな意見を聞いてみて、それを評価項目としてきちっと設定していくという行為が大事なんですよね。難しく言ったら、どういうふうに評価の正当性を担保していくかということでしょうか。

だから、(2)のところ、課題について共有することが望ましいと思います。この問題は、難しいですね。課題について共有できたら、ほとんど合意形成ができ上がっている。共有できない場合が、極めて多い。合意できない理由を考えれば、多分に取り上げている

評価の視点が違うという場合が少なくない。だから、この（２）と評価項目の設定というのはリンクしていると私は思うんです。だから、課題の共有化はできるだけ早い段階でしたほうがいい。しかし、これには時間がかかるということはある話です。したがって、評価項目の設定は、計画プロセスの中で、早い段階で行った方がいいと思います。

【委員】 事業アセスの環境アセスでは、項目には、まずプロセスを調査、予測、評価という３段階において、それぞれに項目というのを置いていますね。だから、評価項目と言うと、そういう意味では一番最後のところになるので、調査、予測をしなければならない項目、すなわち課題を共有したり、問題点をきちっと表現できるための項目というのを評価項目と呼ばずに、まず洗い出すというプロセスを置いたらいかがでしょうか。

【委員】 評価項目、評価尺度を別にすると。

【委員】 そうですね。調査予測評価でもほとんど同じ項目が並んでいるんだけど、一応変えているのは、多分順序が違うからだということでしょう。だから、ちょっと名前を変えて、同じようなものというか、客観的に問題点がとらえられるような項目の抽出というのは別にあってもいいんじゃないかなと。そのうちどれが重要かどうか、それこそスコopingして、それを評価項目としてきっちり評価できるようなプロセスのほうが、今の問題が解決するんじゃないかなという気がします。

【委員】 やっぱり構想段階でのレベルが分野によって違うけれども、評価項目と言っても、そんなにすごく厳密で、専門的な尺度できっちり示していく段階でもないとは理解してましてね。だから、今の〇〇委員のお考えに非常に近いんですけども、そこはちょっと違いがあるということで、できれば〇〇委員の言われるように、ちょっと前を出していけるといいのではないかと思います。

【委員】 後ろの評価項目というのは、かなり複数案の評価に使う指標を出してくるという意味ですね。だから、やっぱり評価の意味が大分、この中で成熟させるのに時間がかかるというのか、別の言葉で表現できるようだったらしたほうがいいのかもわかりませんが。

【委員】 今の表現だと、評価項目という概念と観点というのを若干使い分けているのかなという気がします。例えば、既に（３）の複数案の設定の②の段階で、社会面、経済面、環境面での観点を考慮して決めると。あるいは（２）の段階でも、おそらく影響があるかという課題を探ろうとすると、これは観点の話がおっしゃるようになってくるので、多分観点の話は（２）、（３）あたりから入ってきて、それを（４）のところで最終

評価に使えるような形で評価項目として提起するという、そういうようなストーリーにこの話としてはなっているのかな。だから、その辺、うまく表現を整理していただければ、それなりに説明はつくのかなという気はします。

【委員】 では、よろしくお願いします。

【委員】 関連してもう一つよろしいですか。

【委員】 はい。

【委員】 その評価項目のようなものを、どの段階でどういうふうに提起していくかという話と、これをどう使うかというのが、〇〇委員もおっしゃられたように、恣意性を防ぐという意味では極めて重要な話で。そういう意味で言うと、(5)と(6)なんですけれども、1つは、これは先ほど〇〇委員がおっしゃられたことなんですけれども、いろいろな評価項目があって、それぞれに関してちゃんと評価をするということを明示して、その上で総合評価をするという、ステップがわかるようにするということが重要だと。これが戦略アセスの機能も兼ねるための要件だという形でおっしゃられたことだと思うんですけども、そういう意味で言うと、若干細かいんですが、比較評価表というのは何かというのは1つ重要な話で、おっしゃらんとしていることは、おそらく評価項目ごとの比較評価表なのかなと。つまり、環境、経済、社会とそれぞれの項目ごとに評価ができて、それを一覧します。ただし、どの項目を重視するかというのは、まさにご議論がありましたように、地域事情等にもよるので、それは一義的に示さないけど、一応プロセスとして項目ごとの評価を示すというのがこの比較表なのかなと思いますので、できればもうちょっとそこは明示していただいたほうがいいのかと思います。

それからもう一つは、最後の(6)の①のところで、まさにこれは絞り込みのときに、どの項目を重視したかというのを明示するということなんですけど、多分これは明示だけじゃなくて、なぜこうしたのかという説明をするということが重要なのかなと。地域事情で、先ほどの都市部と地方の治水化、自然化というお話がありましたけれども、その説明を①のところに、何を重視したかというだけじゃなくて、なぜ重視したかという説明を入れていくということが使い方としては必要かなという気がします。

【委員】 ありがとうございます。

どうぞ。

【委員】 評価項目については、大体皆さんのご意見に賛成です。ということで、若干、評価項目と言うと、いろいろな方々がイメージするのが違うとすると、そんな細かいもの

じゃないという話を定義の中に入れておいたほうがいいのかと思います。それが1点です。

それから、8ページの一番最後に、委員会の設置なんですけれども、委員会の設置は、それぞれの手順で全部あるわけですね。「委員会を設置する。」で済みなんですけど、じゃあ、委員会を設置した後どうするんだというところは触れていない。これはなかなか難しいところだと思います。しかしながら、いろいろな検討をした後に、行政的判断をもとに、計画主体者としてはそれを使っていく。複数案の選定にも使うということだとすると、設置するだけでいいのか。設置した後、それをどう使うかという、そこまで書けるのだったら書いたほうがいいのかと思いました。

それから3点目、これが最後なんですけど、すべてのパラグラフの最後は、必要である、ことが望ましい、中には重要であるというような表現になっています。これは、いわゆるガイドラインだとすると、望ましいというのは極めてあいまいな表現なんですよね。気持ちとしては、努力をして、可能な場合には何々をするということだと思うんですが、この使い分けですかね。必要であるというのはあまりここに書く必要はないのかな。何々するだけでいいのかなと感じました。それで、望ましいはこれでいいのかという印象は持ったんですが、ここら辺は事務局のお考えをちょっとお聞きしたい。

【事務局】 望ましいとつけさせていただいているのは、必ずしもできないかもしれないという意図が含まれているのは事実でありまして、厳密に何々することと書くと、どうしてもできない場合も出てくるので、そういうおそれがあるようなものは望ましいという表現にさせていただいた。ただ、するとか、必要であるというのが混在しているとすると、そのメッセージが伝わらないとすると、そこは2つの切り分けみたいなことが重要なのかなと思っています。

【委員】 そういう視点で、全体を通して論点整理をしていただけますか。そういう視点で見えていなかったところがありますから。

【委員】 1点だけなんですけれども、関係主体相関図というところを見ていて、ガイドラインをその一方で見ると、そこでは基本的にすべて計画策定者はという主語で始まっています。この主体相関図のオレンジ色と言っていいのか、その色の線で、囲まれている中で、私は、策定者が何々をするというふうに考えたんですよ。そうすると、オレンジ色の中の技術・専門的検討、これは策定者が技術・専門的検討をする、グリーンのところは住民参画を促進する、というようにわかるんですけれども、そうすると真ん中がわからな

くて、策定者が計画検討手順をどうするのかという意味が通りません。たとえば、手順を進行させるのか、計画を検討するのか。とにかく3本柱の真ん中の一番大事なところが何をするのかよくわからない表現になっているように思います。これは表現の話だけですので、策定者が何をするのかというところがわかるような表現にしたほうがいいのかと思います。

同様に、先ほど〇〇委員がおっしゃったことなんですけれども、計画策定者が地方公共団体と連携するという以上は、やっぱり策定者と地方公共団体は違う主体なのかなということになります。やっぱりこれは外に出てしまう。そして連携・協力は、策定者が連携・協力をすると、むしろそういう形にしたほうがすっきりとするのかなというように思いました。

【事務局】 計画検討手順については、手続きとか、いろいろな言葉を考えながらまとめてきたところもある。ちょっとしっくりいかないところもあるので、再度検討させていただきたいと思います。

【委員】 今、主体相関図についてご意見が出ましたけれども、この図はいかがですか。これを作成されるのに、事務局は随分苦労されておられますが。

【委員】 もう苦労も聞いたので、あまり言いたくないというか。今の地方公共団体のやつは、多分一緒に提言することがあるので内枠の中に入れたような説明だったと思うんです。ただ、計画策定者というのが地方公共団体と別途に真ん中に出てくるので、確かに、これ、そうなる外に出てしまうよなという感じがして。つまり、ここの意味としては、私の理解では、地方公共団体は計画策定者の内部に入ったケースがあるので、この内部に入った形で入れたいというのが事務局の案だったような気がします。

僕は、全体として、この難しい図が、ただこの文章だけを読んでいくと、どことどうつながっているかということを確認するためにこの図が必要になってきて、それに関して言うと、並列に並んでしまっていて、これもやむを得ない結果なんで、矢印を書くとわけわからなくなるというのは何となくわかるんですけど、ただ、やっぱり両方のやつを見ても、どことどこがつながる……。もう一個のほうですよ。もう一個のほうも第2、第3、第4というのが並列に並んでいて、無理ならばいたし方ないんですけども、例えば委員会というのがどことどこにつながっていくのかとか、住民との議論というものもどことどこにつながっていくのかとか、主体相関図の重点的なものというのは、矢印は示せないのかなというのが。全部計画策定者の赤枠のほうにいつてしまうので、どのプロセスに特に重要

視されて矢印が行くのかというのが見えなくなってしまう。わざと見えなくしたのかもしれないんですが、ちょっとその辺の……。外部の計画策定者以外が協力していくときに、ばっと見れば委員会というのは技術・専門的検討なのかなと思うんですけど、どうもこれを読むと、計画手順のところでも監視せよというのが出てきて、うまくつなげないのかなという。結果的にうまくつなげないのはいいんですけども、今の印象としては、やっぱりぼやけてしまったという感じがしています。

【委員】 ほかに意見はありますか。

【委員】 今の議論の流れで一言申し上げると、これからの議論にもなりますが、技術・専門的検討が関係行政機関等からの必要に応じた意見聴取だけによるような誤解を受ける図になってしまっているような印象がありまして、本文を見ると、13ページには委員会を設置するというので、委員会は、いろいろ役割はあるんですけども、やはりその技術・専門的検討について、ここには公正と出ていますけれども、客観的、公正な立場で意見を言う。ここが先ほど来出てきている影響なり効果の1つの根幹になるような気もいたしますので、技術・専門的検討というところが関係行政機関等だけの聴取で成立するような誤解を与えるような配置と色使いは改善いただいたほうがいいのではないかと気が非常にいたします。

もう1点だけ申し上げますと、細かい話なんですけど、必要に応じて意見聴取とか、双方向コミュニケーションとか、助言というのは専門的な検討ということになるのでしょうか、ここも計画策定者が実施するわけですね。双方向コミュニケーションは計画策定の外だという誤解を与えないためには、1つの案としては、これは個人的な意見でありますけれども、この枠組みは双方向コミュニケーションとか、意見聴取とか、外側とのつながりも含めて計画策定がちゃんと反映するというようなことは、もし図を出すとするれば、そういうことも必要ではないかというようなこと、これは個人的意見として申し上げました。

【委員】 外側の矢印は、この括弧に対する矢印でいいんですよね。

【事務局】 そうです。主体ごとの関係という。

【委員】 まだ完成というところにはなっていないようですね。まだ、継続して改善する努力が必要なようです。難しいのはよくわかるんですけど、改善の努力をしていきましょう。

よろしいですか。

では、次の話題にいきたいと思います。

【委員】 8ページの(7)計画の決定という項目があるんですが、これは(6)で計画案の選定という項目とどこか違うところがあるのでしょうか。

【事務局】 これもちょっと議論があったところなんですけれども、もともとこの計画案の選定と、前回は計画の策定という言葉を使わせていただいていたんですけれども、事業によっては法的な手続きがあるものがあるって、選定したものは案であって、それがすぐ計画だというふうに位置づかないものもあるというようなことで、ちょっと分けておりました。

【委員】 これ、具体的にどういう事業がそういうことになりますか。

【事務局】 そこが若干きょうの資料で不明確になっているんですけど、意図していたのは、例えば河川事業であると河川整備基本計画というのがございまして、法的手続きの中で、いろいろな手続きをとらないと整備計画にならないというようなものがあるって、それはちゃんと手続きをとってください。選定しただけではなくて、しっかり手続きをとってやってくださいねということになっているんですが、先ほど説明を割愛させていただいたんですけれども、各事業の計画の流れという横表で、河川(ダム事業)で、構想段階で計画検討と書いてあって、河川整備計画という言葉が変わっているんです。後ほど河川局のほうからご説明させていただこうと思いますが、河川整備計画ってすごく網羅的なものになっていて、ダムもあり、改修もあり、総合的にやっているものなので、もうちょっと個別の政策、例えばダムの構想段階というような趣旨で、若干計画検討という言葉に変えられております。そこは河川局のほうから。

【河川局】 河川局でございます。

前回までの委員会資料においては、この構想段階という書きぶりについて、河川整備計画という位置づけをもって記載させていただいておりましたけれども、当方、委員会が進む中で、いろいろ検討を進めていくに乗って、今、河川局内部で検討してございますのが、河川事業というのが国民生活や社会、あるいは経済、環境への影響が大きい事業として、例えばダムとか、放水路とか、せきというような多様な事業メニューが想定されるということで、それぞれ所管法も異なっているということでございまして、複数案検討していくということに当たっても、例えばダムと河道の組み合わせの方法であるとか、あるいはダム等の位置であるとか、ダムのタイプ、例えば流水型にするのか、貯留方式をとるのかというようなタイプなどを、個々の事業の特性に応じて検討していくということが必要になってございますので、これらを検討するに当たっての段階を構想段階であると考えられる

わけですけれども、その段階は一定の幅を持った時期であるということも一方ではございまして、今回はそれを総称して計画検討というような記載ぶりにさせていただいております。

これまで整備計画ということで記載させていただいていたんですけれども、これらの一定の期間を整備計画に書くのが適当かどうかというのは、今もって少し省内で詰めているところがございますので、今のところ何とも言えないところがございますけれども、今回の資料につきましては、計画検討に記載ぶりを変更させていただいているということでございます。

【委員】 今回の議論は構想段階での議論で、計画段階とどこで切るかというのを決めていただかなければいけなくて、もし河川だけがそういうことだとすれば、これは留意事項で十分ではないか。ここにこういうふうに書きますと、すごくまた混乱をする感じがするんですね。一方で根拠法令の手続きがあり、ここまで来たのは一体何だったんだという話と、読み方によっては非常に混乱を招く書き方ではないか。ですから、もし河川だけが特殊な例であるとするならば、留意事項ぐらいで十分じゃないかという気がいたします。

【委員】 検討をよろしくお願いします。

【事務局】 はい。

【委員】 今の河川局の、ちょっと僕にはわかりにくかったんですけれども、結局のところ、河川整備計画よりもっと前の段階の話ターゲットにしたいのか、後の話より前のほうをターゲットにしたいということなんですか。いわゆる河川整備計画に入ってしまったのは構想段階で遅過ぎるという議論なのか、早過ぎるという議論なのか。

【河川局】 今、私の説明不足だったのかもしれませんが、整備計画に入る段階の前にそういった検討をする場合もございますし、整備計画の段階に入ってから、当然法的な手続きにのっとりて意見を聞くような手続き等もございますので、それらを包含した形を少し考えているということで、どちらの期間にするかというところについて、今、省内で詰めているというところもございまして、一定の幅をとった書きぶりということで、計画検討というのを書かせていただいたということでございます。

【委員】 よろしいですか。

大分予定の時間をオーバーしていますが、次、住民参画促進にいきたいと思います。

【事務局】 ばらばらでよろしいですか。一個一個で。

【委員】 はい。

【事務局】 では、住民参画促進でございますが、趣旨については、こちらに書いてあるように、住民・関係者等に対して意見を把握するという事。それから、当該計画に対する理解を促進するという事。それから、そういう把握した意見を技術的・専門的検討等に活用して、よりよい計画を策定するというために住民参画が必要だとなっております。

双方向のコミュニケーションになるような形で、4点に留意してくださいということで、進め方の早期の公表、積極的な情報提供、十分な参画の機会と期間の確保、それから真摯な対応というような形になっています。

その中で、(1)、(2)、(3)と書いておりますが、まず住民・関係者等の対象の範囲を把握してください。どの方々と双方向のコミュニケーションをするのだということをはっきりさせるということで、①から⑤の留意事項を書かせていただいている、特に一部特定事項の関心者等に偏らないように、さまざまな方々の参画を促進することが望ましいとなっております。

それから、コミュニケーションの手法の選択ということで、コミュニケーションにはさまざまな手法がございますということで、いろいろな手法を列挙させていただいています。その中で、どういう手法を使うのかというようなことについては、次の4点を考慮しながら、さまざまな手法を組み合わせさせてやっていってくださいということで、①から④に書いております。

コミュニケーション手法という中で、住民・関係等の参加する協議会というのを例示として挙げさせていただいています。これが、今、協議会と言われてやっているものと、委員会としてやっているものが混在するような形になるので、そこについては、また後ほど委員会のところでもご議論があらうかと思いますが、一応この協議会、住民・関係者等の参加しているものと、それから先ほどの委員会というものを切り分けるというようなことをさせていただいております。

③が、双方向のコミュニケーションを実施していくためには、情報提供、意見把握、それから意見を整理し、どういう対応をしたか、その対応を公表するというようなことをしっかりやっていってくださいということになっています。

それについては、(3)の2行目に、計画検討手順の進行に応じて適切な段階ごとに実施するというようなことを書かせていただいております。

それから、(4)が留意事項であります。地方公共団体との連携ということで、地域の代表である地方公共団体とちゃんと意見の進め方などを調整して、連携して行うというこ

とで、ここの趣旨は、冒頭にご説明したように、住民・関係者等として地方公共団体が意見を述べるということも否定するわけではないですが、こちらの表現では連携して行うというような書き方をさせていただいています。

11ページですが、③ということで、住民参画の円滑な実施。住民参画を進めるに当たっては、双方向のコミュニケーションが適切かつ円滑に進むためのルールづくりや環境整備に努めることが望ましいという留意事項を書かせていただいています。

以上でございます。

【委員】 ありがとうございます。

あらかじめご了解をとっておかないといけないんですが、当初12時までということですが、大幅におくれそうですけど、よろしゅうございますか。もし後ろで時間が切られているという方がおられたら挙手していただいて、全体を通じた議論をあらかじめ頂きたいと思います。

【委員】 10分、20分ぐらいまでなら。

【委員】 10分、20分ぐらい大丈夫ですか。

【委員】 私は12時で失礼しますが、構いませんので。

【委員】 それでは、今ご説明いただいたところについて、ご意見をいただきたいと思っています。

【委員】 ここは1点だけでありますけれども、先ほど〇〇委員からも私の意見に対しても意見があたった件です。9ページの(1)住民・関係者等の対象範囲の把握というところで、これも具体的に修文というか、案を提案しないといけないと思いますので言います。④事業によってもたらされる受益・負担の程度とありますね。これはとりもなおさず影響という中に全部入れるのか、あるいは分離するかは別にしても、この受益を受ける範囲と負担を、この場合の負担というのはマイナスの影響だと理解できますけれども、ちゃんと考えて住民参画の範囲を決めなさいという趣旨が④だと思いますので、これについては、もし影響という言葉で通すのであれば、「事業によってもたらされる影響(受益と負担)の範囲」ということです。程度と書いてありますけれども、程度よりは範囲のほうがストレートだと思います。そこをきっちりと考えた上で、対象者、対象の範囲を適切に把握するんだということであれば十分に理解ができると思います。ここについては、少なくとも程度より範囲のほうがいいということと、前の定義と合わせるのだったら受益・負担という言葉を含む形で影響とするとわかりやすくなるということを申し上げます。

【委員】 これは表現の問題ですからよろしいですね。

お願いします。

【委員】 これもささいなことです。11ページの一番最後のところだけ主語がないです。「努めることが望ましい」と、これはコミュニケーションがというところと一緒になくなってわからなくなったんだと思うんですけども、これはあくまでも計画策定者がすることだと思いますので、あったほうが良いと思います。

それだけです。

【委員】 ありがとうございます。

いかがですか。よろしいですか。よろしいようでしたら次にさせていただきます。

それでは、次、技術・専門的検討をお願いします。

【事務局】 技術・専門的検討でございます。ここについては、事業の目的の設定や計画案の選定に至る手順、検討手法、絞り込み等が、技術的あるいは専門的知見に基づく合理的であるかどうか根拠を与えるものであるということで、考え方は以下のとおりであるということで、(1)から(4)まで手順を書かせていただいておりますが、技術・専門的検討内容の整理ということで、これは冒頭の3行がちょっとおかしくなっております。修正させていただきますが、「計画策定者は、構想段階における計画検討の前提となる計画内容、それからデータの範囲、手法、検討の枠組みを、技術的・専門的見地からあらかじめ決定する必要がある」ということで、そのためとかというおかしいものが入っておりますので、若干修正させていただきます。

技術的・専門的検討の内容の整理に当たっては、住民参画等の連携に努めると書いております。

(2) 技術・専門的検討の実施ということで、①資料・データ等、それから分析手法ということでありますが、特にここで強調しておりますのが、構想段階における計画検討であるということを踏まえて、入手可能な範囲で適切なものを用いるものとする。既存の文献や調査データについては積極的に活用するというようなこと。それから、当該事業の必要性であるとか、関心事に関することについては、必要に応じて追加調査を実施する。追加調査の実施に当たっては、調査の精度、収集範囲、費用等について、留意をしながら行ってくださいということを書いております。

②分析手法については、適切な手法、項目を選んでというようなことと、わかりやすい項目や手法を設定しなさいということですが、この分析手法につきましては、なお

書きで書いてありますように、事業ごとによって全然やり方が異なるということもありますので、詳細については、事業分野ごとの技術基準等に基づいて実施してくださいということを書いております。だから、特にメッセージとしては、どういうデータを、どういうふうにするのかというようなことを表記させていただいております。

それから（３）でございますけれども、各検討項目の評価ということで、ここについては、技術・専門的検討を行うものにつきましては、その構想段階の検討だということを踏まえて、客観的な手法に基づいて、できる限り定量的に実施する。定性的にならざるを得ないものもありますが、それについては可能な限り定性的だと言いつつも、客観性の確保に努めてくださいということです。

それから、検討結果の公表ということで、技術・専門的検討で検討されたものについては、計画策定者は適切な方法にて公表する。ただ、公表に当たっては、その検討に当たって必要となった前提条件や検討の過程ということも、結果だけを公表するわけではなくて、そういうことについてもあわせて公表してくださいということでもあります。

留意事項として、関係行政機関等に対する意見聴取ということで、そのような検討を実施するに当たっては、必要に応じて関係行政機関等に対して意見聴取を行うものとするということと、委員会等を必要に応じて設置するということを表示させていただいております。

以上でございます。

【委員】 ありがとうございます。

それではいろいろご意見をいただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

【委員】 1点、この技術・専門的検討の多くの部分は、計画策定そのものを支援する行為をここでは注視してお書きになられているということなんです、こちらの体系図と必ずしも今の12ページ、13ページの内容が一致していないような気がいたします。例えば資料データなり分析手法を蓄積していきなり構築するということが、ある種技術・専門的検討の実態としては中核的な機能になるような気がするんですが、今お配りいただいた体系図の中ではそのあたりが書かれていないような気がします。多分一つ一つ構想の評価システムをつくっていくということではなくて、これは前の議論の中では、おそらく分野ごとに、あるいは地域ごとにデータを蓄積して、手法も蓄積していかないと実際に社会の需要に応じるようなものにならないと。こんな議論が前回ございましたので、できればそのあたりがにじみ出るというか、否定されないような表現にしていいただければというよ

うな印象がございます。

冒頭に申し上げましたけれども、委員会というのが果して計画策定そのものを支援するのか、コミュニケーションを含めた進捗管理を支援するのか、あるいはここで出てきているような評価のための資料と分析手法についての科学的な知見を抽出するのか、そのあたりが若干混乱してしまうような気がしておりますので、最終的な段階までに整理いただくようなことをお願いできればと思います。

以上です。

【委員】 ありがとうございます。

これも表現の問題ですけれども、何かありますか。よろしいですか。

【事務局】 委員会等のことについては、計画検討手順、住民参画促進、技術・専門的検討の一番下に、委員会の設置ということで、おのおの委員会を設置してくださいと書いておいて、最終的に、先ほど〇〇委員からも、どういうことをやるのかというようなことについては、第5のところに総括して書かさせていただきました。毎回読んでいくと、委員会を設置しろとだけ書いてあって、後ろとのつながりが読みづらいということもあろうかと思っておりますので、例えば委員会を設置する、詳細については第5の委員会等を参照してくださいということを書いておかないと読みづらいのかなというふうに感じました。

【委員】 どうですか。はい。

【委員】 これは自治体に即する話なんで、私はよくわからないのでお伺いすべきことかなと思うんですけれども、計画策定と住民参画のところは自治体の役割が明記されていて、ここは明記されていないんですけれども、例えば技術的・専門的検討と言っても、何を具体的に念頭に置くかということにもよると思うんですけれども、先ほど若干ご議論があったように、例えば地域で情報を共有するとか、文化財がどこにあるとか、そういうことも含めて調整を考えるのであれば、ある種の情報というのは自治体が持っていたり、関係してくる話だと思うので、ここだけ自治体を抜いてしまっているのかなというのは、若干考えたほうがいいかなという気がしました。

【事務局】 確かに、関係行政機関等という形で、ちょっと使い分けをできてしまっていて非常にわかりづらい部分があるかもしれませんが、そこは誤解のないような形で調整させていただければと思います。

【委員】 ほかはいかがですか。

気になっているのが、委員会の設置のところですけども、公正な立場から助言すると

いう表現でいいのかどうか。皆様、いかがでしょうか。これでいいような気もしますが。

【委員】 1点だけ。

今のお話、まさにそのとおりで、ここの技術的・専門的検討については、委員会の役割が実態として多くなるんじゃないかというようなことが今までの議論でもありました。そこが若干表記に工夫をいただければなという印象がございます。

【委員】 そこ、私も気にはなりますけど、次の5章で議論すべき感じかなとは思っています。

【委員】 結局、今、〇〇委員がおっしゃったみたいに、5章で中立だの公正という話が出てきますから、ここでは別に委員会のところに修飾語であえて技術・専門的につけなくてもいいんじゃないかという気もするんですね。ないと何となく間が抜けてしまうので、すけれども、計画策定者が必要に応じて委員会をつくるんだということだけにしておいて、そして委員会の役割のところ、第5のところ、公正とか中立的なというようにしておけばいいんじゃないでしょうか。あまりいっぱい公正が出るとひっかかりが多くなってるので、なるべく使わないほうがと思います。

【委員】 そうしましょう。

それではよろしいですか。残り、第5、第6、まとめてお願いします。

【事務局】 では、第5委員会等でございますけれども、設置に当たっての基本事項ということで、計画策定者は、必要に応じて、構想段階の計画策定プロセスにおける計画検討手順、住民参画促進、技術・専門的検討に対して中立的で公正な立場から助言を行う委員会等を設置する。

委員会が助言する対象は、以下の3点に整理できるということで、まず計画検討手順の妥当性の確保、それから住民・関係者等との適切なコミュニケーションのあり方、高度な技術・専門的な判断というようなこと。

委員会の設置に当たっては、以下の点について考慮する必要があるということで、1つは、役割に応じた適切な検討体制の構築、それから適切な役割分担ということで、検討体制の構築は、役割を明確にして、幅広い分野からバランスよく人選し、適切な検討体制を構築してください。

それから、適切な役割分担ということで、ここも役割を明確にした上で、適切な役割分担を行うことを基本とする。実際の設置に当たっては、地域や事業の特性に応じて、それぞれの役割ごとに別々の委員会を設置することや、複数の役割を1つの委員会が担当する

ことが考えられると書かせていただいております。

(2) で委員会等の役割ということで、①から③まで書かせていただいております、計画決定手順に対しての委員会は、ポツに書いてあるような2つの事項について基本的な役割でしょうと。

それから、住民参画に対して助言を行う委員会というものについては、5つポツ書きさせていただいておりますが、このような事項。

それから、③の技術・専門的検討に対して助言を行う委員会というようなことについては、こちらのように書かせていただいております。この趣旨は、相関図を見ていただければと思いますが、基本的に計画策定者がすべてのことをやるということになっていて、そこで中立性とか公正性が担保されるのかという疑義が生じる。それを担保するために、やはりこういうところから助言をいただいて、中立性、公正性を確保できないだろうかというために、アドバイザーリーボードではありますが、そういう役割を担っていただきたいということでもあります。

この相関図の中の左側から、関係行政機関等というようなところから意見を聴取するという意味合いは、例えば文化財であれば文化財行政を担当されている方、環境であれば環境行政など、いろいろな担当されている方の関係行政機関からはしっかり意見を聞くというようなことの役割分担ということで書かせていただきました。まだご指摘がございますので検討させていただきたいと思います。

16ページ、最後、留意事項でございますが、ここについては、〇〇委員のほうからおっしゃっていただいておりますデータベース等の構築について、若干書かせていただいております。評価結果等の活用ということで、計画策定プロセスの中で収集した調査結果・データ等については、当該事業において後の環境アセスや都市計画手続きで有効に活用するということと、(2) であります、(1) は同一事業のことを書いておりますが、それだけではなくて、他の事例を収集・蓄積して、他の計画策定者が参考にできるようにということと、それからガイドラインの充実ということを書かせていただいております。

〇〇委員のほうからのご指示が十分ここで表現できていないとすると、もうちょっとどこか違うところで表現する必要もあるのかなと思っております。

以上でございます。

【委員】 では、またご意見をください。

【委員】 私は1点なんですけれども、委員会の役割で、(2) のところの表現が、基本

的に「確認」という言葉にほとんどがなっているというところについて、これでいいのかなという心配があります。要するに、確認が多いとモニタリングをするとかチェックするとかいうようなイメージを私は持ってしまうのです。それでいいのかどうかということなんです。そうじゃなくて、もっと積極的にいろいろ言ってほしいということであるならば、「確認」という言葉が多過ぎるように思います。何かそこを工夫して、単にチェックするだけの機能じゃないんだよというようにしておいた方がいいかなと思います。

【委員】 確認という言葉も非常にたくさんあるというのが気にはなるところなんですけれども、例えば専門的な助言に対しても、データや解析手法の合理性の確認とか、また確認で、若干提言的な話がどうして入らないのかなという気がするんです。

もう一つは、中立的、公正的というところも、それに関連して、どういうものを中立と言うのか、どういうものを公正と言うのかということも明確にしないと、それとの関連でちょっと気になるところです。

それからもう一つは、技術的・専門的と住民的というのを分けているところの中間的な部分をどうするのかというふうな、すなわち市民の中にもかなりアカデミックなものが育ってきている中で、NGO的なそういう団体をどんなふうにとらえるのかとか、その辺も少しスタンスをしっかりと考えてやっておかないと、住民からは住民の損得関係以外聞かないんだよと。影響を受けるとか、利益を受けるとかということだけ聞かないで、そういうこともあり得るのか、それは専門的なほうに回るのかということも少し手を入れておかないと混乱するんじゃないかという気がします。

それから、住民の範囲の中で、環境の問題とか、さまざまな問題になってきたときに、かなり影響を受ける範囲が広がってきて、環境影響を考える中でも、かなり住民から市民へと対象が広がりつつある中で、こういう問題をどうするのか。

それから、公共性の問題をさっき住民の中で議論するという話がありましたけれども、公共性という視点は限定範囲がなくなってくるし、この辺も確認とか提案の中で少し考えてほしいなという気がします。まだまだ先は長いと。

【委員】 はい、どうぞ。

【委員】 まさに先が長い第一歩の議論であるとは思いますが、当初から委員長からのご示唆もありました、科学的なデータとか解析というのがステークホルダー間の溝を埋めるんじゃないかと、その議論はの第1回でも行われたようなことがございますし、そうしたある種の技術的・専門的な判断を行う舞台というものが、外部評価的に検証するだけ

では、先ほど冒頭に〇〇委員がおっしゃったような上位計画との整合性とか、時系列の達成目標みたいな、そういったものを評価するという事は、そういう難しい課題はすぐにはできないんじゃないかというような印象がございます。

どうもひっかかっておりますのは、技術・専門的検討に対して助言を行う委員会については、よりもう少し突っ込んだ計画策定のためのツール、メソドロジー、手法を提供するようなことも含めた、いわゆる外部からのモニタリングだけじゃないような機能がここには出てくるんじゃないかなという印象が非常にございます。

第6のその他留意事項で、データ等については蓄積していくとか、ほかにも使うということについては、ここで既にお書きいただいておりますので、私から申し上げる点はございません。どこまでこの段階でご表記いただけるかどうかということは別にして、技術・専門的検討というものが、ある種モニタリングというか、計画策定の外側で単純にモニタリングされるようなところだけではない形で使えるようなことが何らかの形で表記いただけないかなということ、これは無理めのお願いをしているところでございます。

【委員】 私も同じように思いました。やっぱりこの(1)、(2)、(3)はちょっと違うんじゃないか。特に(3)については、提言とおっしゃった議論もそうなんですけど、例えば手法的に計画段階でどうやって評価するんだということが計画策定者のほうである程度できればいいんですけど、基本的にそれができない場合は、そういう専門の人に聞いた形でそれを組み立てていくというのが普通じゃないか。そうすると、モニターというか、監視という、その役割だけで置かれると多分困るんじゃないのかなという感じがしました。

でも、(1)、(2)については、多分監視になってしまうので。ただ、一個一個こんな監視をつくっていたら大変な委員会の数になるので、これは全体の手続きがうまくいっているかということをつータルとして監視すればいいことであって、一つ一つに対して、例えば住民参加はうまくいっているか、またこれは委員会をつくって、またその委員が公正に選ばれているかどうかの委員会をつくるとか、未来永劫に委員会をつくらないとはできなくなってしまって、意味がないというか、実質的なこととしては、むしろ(3)の役割を重視された書き方を強めに書いたほうがいいし、行政が単独で走っているんじゃないことを示すための担保としての外からの解釈というのは、一つ一つという議論よりは全体として監視するというのが僕なんかは現実的なのかなという感じがしました。

ただ、最終的に、〇〇委員がおっしゃったような、確かに今構図として起こり得るのは、住民参加という形の中であるモデルを組んで、いろいろな専門委員会と逆に対立するとい

う構図は今まで日本でもあるし、海外でも科学的な知見が紛争解決に役立つかという、どうもそうじゃないみたいですね。逆に言うと、いろいろな人も含めた科学者がそこに入っていて、それがお互いに戦い合うという形になっていて、多分こういうシステムでは解決不可能で、海外でやられるような、いわゆる法的な形で持っていく以外はもう無理なんじゃないかなと思うので、そこに手をつけることは、多分この文章の中ではもう無理なんじゃないかなということで、現状で考えると、専門委員会というのは、ある程度行政が委託した形で決めていく以外に方法はないんじゃないかなということのを思いました。

それから最後に、6番目のデータについては、ちょっと気になるのは、計画策定プロセスの中で収集したデータというのは、多分わずかなんじゃないのかなと。現実論として。戦略アセスとか計画アセス段階でやるデータ収集というのは、ごくわずかなので、それをむしろ頭に置いた場合には、全国ネットで、今現状でとっている、例えば河川で言うと水辺国勢調査みたいなものを充実して戦略アセスに役立てることのほうが、具体的にデータを使うということになると重要なのかなと。つまり、段階に入った関係で、地域に対してデータを集めるというやり方というのは、もともと事業アセスベースでは重要なんですけど、計画アセス段階ではもっと幅広に全国レベルで実施していく、そういった調査を重視されたほうがいいんじゃないのかなと思いました。

以上です。

【委員】 前の技術的・専門的検討の委員会のところで、私は公正な立場からという表現に関して迷っていると申し上げたのですが、公正な立場からということになると、先ほど〇〇委員がおっしゃったような、いろいろな立場、例えばNPOが出した判断とか、世の中で、いろいろな関心を持っておられる方々のご発言もございますし、それらを含めれば、さまざまな見方が出てまいります。技術的検討で使っている前提条件の有効性について異分野をまたがり議論するばあいもあれば、あるいは、専門的な意見を聞くというところでストップする場合がありますよね。1つ委員会がその両方の役割を同時に兼ねるのはなかなか難しい。公正というところまで書いてしまうと、議論が非常に発散する可能性がある。しかし、一方で、やっぱりそれは大事なことですので、それで気持ちが揺れ動いていると申し上げたとおりなんです。

さっき問題提起されたことに対して、すぐにはここで答えは多分出てこないと思う。とは言ってみても、誰かが主張しない限り、代案は出てこないと思うので、議論を行うことは非常に重要です。

【委員】 先ほどのいろいろな文言の内容に絡むんですけど、基本的にずっと委員会は助言を行う形にしているんですよね。にもかかわらず、確認、確認と来るから話がちょっとややこしくなるんじゃないかと思うんですよね。少し表現を考えていただければいいんじゃないか。

【事務局】 その技術的なことについて、例えば市民の方々から意見があるじゃないかということで、この関係図をつくらせていただいたときに、どのルートでそういう意見を聞くんだというような中で、左側の関係行政機関等というところに「等」をつけさせていただいております、文化財行政、いろいろな行政があるのと同時に、例えばNPOの団体、それから学会、いろいろさまざまところから意見を聞き、技術的・専門的検討に反映させるというところ、提言みたいなことを受けるのはこちら側なのかなという意味での整理をさせていただいています。

ただ、現実には、委員会等と書いてある委員会というのを設置して提言をしていただいているとかということが現実にある今の段階で、しっかりこの委員会が助言だけですよという整理ができるのかということ、多分そうではなくて、そこそのところの役割の持たせ方が、ちょっとこれは紋切り型ですと切っていて、委員会も助言ですよ、公正な立場からチェックをしてくださいという形にしているんですけども、ほんとうは提言をいただいているような形のものも必要だと。それを切り分けるのがいいのか、ここの委員会のところに書き込んでしまうのがいいのか、ちょっとそこが迷っているところもありまして、意味合的には、行政機関等というところの中で、そういうしっかり技術的な議論ができる場が本来は必要なかなと思っているところが十分表現できていないところですので、引き続きご議論もしくはこちらでも検討させていただければと思います。

【委員】 今のお話に関係しているんですけど、基本的にはこれが平面に書いてあるということが問題で。それはしょうがないんですが。委員会と技術・専門的検討の関係図、ここは非常に重要なところで、屋上屋になっても困るし、かつ助言があるから、例えば委員会で、その反対者、あるいはNPO等のものを反映するというようなことだと、コストが非常に高過ぎるんじゃないか。したがって、やっぱり専門・技術的検討の中に、今おっしゃったような形での、それこそ望ましいと思うんです。しなければいけないじゃなくて、できる限りそれを行う。で、しかるべく後に委員会というものを組織して、ちゃんとチェックをするというようなことが必要んじゃないかと思います。

【委員】 私も、③の専門委員会については、一体型でやる場合と、外部的にかかわる

場合と両方あると思うんですね。一方で、この①、②については、場合によっては1つの委員会ですらということも十分あると思うんですね。だから、必要に応じてつくっていくという前提ですから、どんどんできていくということではない。まさに必要に応じてということなんです。

ただし、今回の非常に重要なポイントの1つは、今の制度の中で、計画策定者や行政が最終的に責任を持って決めますということが明記されているわけで、それとの関係の中にこの専門委員会もあるということなんです。ですから、あまり専門委員会のほうに責任をどんどん負わせていくような形になってきたときには、その役割と中立的にプロセスを監視しなければいけない役割とが両立しなくなってくる。これはよくあることで、行政寄りじゃないかとの批判もすぐ出てくるわけです。

ですから、1点だけ。ここも意見ですけれども、14ページの「委員会等の役割を明確にし」というくだりが真ん中あたりにあります。「実際の設置に当たっては、地域や事業の特性に応じて、それぞれの役割ごとに別々の委員会等を設置することや、複数の役割を1つの委員会等が担当することが考えられる」ということで、これも極めて平板に書いてあるんですが、最後の部分の前に、上の「中立性」でいいと思うんですが、「中立性の確保に留意した上で、複数の役割を1つの委員会が担当することが考えられる」ということを挿入して、その点にぜひ配慮していただきたいと。総合評価的なものを専門委員会がやって示す場合もあるわけですから、そういうことと、プロセスを中立的立場で見るという点は、必ずしも両立しないということは残していただきたいと思います。

あとは先生方の意見に同意であります。

【委員】 この委員会というのは、もめてから立ち上げたのでは遅いんですね。だから、きちっと当初の段階からつくっておくとか、やる前から大体わかりますよね。技術的・専門的なところでもめるとか、そういう可能性があるかないかというのは。できるだけ最初の段階からきちっと、言わずもがなかもわかりませんが、そういうことを一言書いていただいたほうがいいかなという気はします。

ほか、どうですか。もうこれで最後。

【委員】 先ほど委員会の役割の話をししましたが、技術・専門的検討の中で、タスクフォース的に行政と一緒に技術的な問題を解決する、ある意味ではプロジェクトチームとか、そういう形でやる場合と、それから計画というものをきちっと見ていくという委員会というのはやっぱり別々にしておかないと、一緒くたに書こうとするから中

立性が保てないとか、公正性に対して疑念を持たれるところがある。この委員会というか、タスクフォースは、ある程度問題を限定して、きちっと行政と連携して新しい技術とか新しい問題点を議論するんだという話と、それから計画策定にかかわって監視、確認プロセスをとるといふ委員会というの、やっぱり別にしておく必要があるんじゃないか。こんな委員会もあるよ、あんな委員会もあるよという形でまぜこぜにしているから公正性が保てなくなったりするんじゃないかという気がします。ちょっとそこも工夫をいただいたらと。

【委員】 よろしいですか。

それでは、いろいろ意見をありがとうございました。いろいろなご意見が出てきましたけれども、このご意見を踏まえて、ガイドラインの修正を進めていただきたいと思います。大変ですけれども、よろしく願いいたします。

今後のスケジュールについて、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

【事務局】 資料3がございしますが、本日、第4回目の原案の提示をさせていただきました。きょうご意見をたくさんいただきましたので、修正をさせていただいて、皆様からのご了解を得た後に、パブリックコメントを実施させていただきたいと思っております。今の予定では、それをなるべく早くさせていただいて、年末から年始にかけてさせていただき、2月にはガイドラインを策定したいと思っております。これから、きょうのご意見を踏まえて、鋭意パブリックコメントにかける案の作成を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

【委員】 ありがとうございます。それでは議事を事務局のほうへお返しいたしますので、よろしく願いします。

【事務局】 長時間のご議論、ありがとうございました。

きょうの議事概要でございますけれども、後日、議事録を送付させていただきます。委員の皆様方にご了解を得ました後、委員名を削除の上、公開させていただきます。また、追加のご意見がございましたら、2週間程度、12月10日ぐらいまでに事務局までいただけますれば、また反映させていただきたいと思っております。パブコメにつきましては、その意見の修正を受けた上、させていただければと思っております。

次回の検討会については、2月ごろの開催を予定しておりますが、日程につきましては、改めてご連絡をさせていただきます。

それでは、本日はこれもちまして閉会とさせていただきます。熱心なご議論、ありが

とうございました。

— 了 —